

深浦町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

青森県西津軽郡深浦町

目 次

	頁
1 基本的な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 深浦町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要・・・・・・・・	1
イ 過疎の状況・・・・・・・・	2
ウ 社会経済的発展の方向の概要・・・・・・・・	5
(2) 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・	5
(3) 深浦町の実財政の状況・・・・・・・・	7
ア 行政・・・・・・・・	7
イ 財政・・・・・・・・	7
ウ 施設整備の状況・・・・・・・・	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・	11
ア 地域の将来像・・・・・・・・	11
イ 地域持続的発展の基本的な施策・・・・・・・・	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・	12
ア 総人口・・・・・・・・	12
イ 社会動態による異動人口（社会増減）及び 自然動態による異動人口（自然増減）	12
(6) 計画の達成状況の評価・・・・・・・・	14
(7) 計画期間・・・・・・・・	14
(8) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	14
ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方・・・・・・・・	14
イ 本計画との整合性・・・・・・・・	14
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ・・・・・・・・	15
(1) 現況と問題点・・・・・・・・	15
(2) その対策・・・・・・・・	15
(3) 計画・・・・・・・・	16
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・	17
3 産業の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(1) 現況と問題点・・・・・・・・	18
(2) その対策・・・・・・・・	21
(3) 計画・・・・・・・・	27
(4) 産業振興促進事項・・・・・・・・	32
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種・・・・・・・・	32
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容・・・・・・・・	32
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・	32

4	地域における情報化	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	33
(3)	計画	34
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	34
5	交通施設の整備、交通手段の確保	35
(1)	現況と問題点	35
(2)	その対策	36
(3)	計画	37
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	38
6	生活環境の整備	39
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	42
(3)	計画	45
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	47
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上と増進	49
(1)	現況と問題点	49
(2)	その対策	50
(3)	計画	51
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	53
8	医療の確保	55
(1)	現況と問題点	55
(2)	その対策	55
(3)	計画	56
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	57
9	教育の振興	58
(1)	現況と問題点	58
(2)	その対策	62
(3)	計画	64
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	65
10	集落の整備	68
(1)	現況と問題点	68
(2)	その対策	68
(3)	計画	68
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	68
11	地域文化の振興等	69
(1)	現況と問題点	69
(2)	その対策	69
(3)	計画	70
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	70

1 2	再生可能エネルギーの利用の促進	7 1
(1)	現況と問題点	7 1
(2)	その対策	7 1
(3)	計画	7 1
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	7 2
1 3	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	7 3
(1)	現況と問題点	7 3
(2)	その対策	7 3
(3)	計画	7 3
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	7 3
添付資料		7 4
	事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）過疎地域持続的発展特別事業	

1 基本的な事項

(1) 深浦町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

① 位置と地勢

深浦町は、青森県西南端に位置し、東は鱒ヶ沢町、西と北は日本海に面し、南は秋田県と接している。

地形は、海岸から山岳地帯まで変化に富んでおり、ユネスコの世界自然遺産に登録されている「白神山地」や、津軽国定公園に指定されている十二湖、奇岩・怪石と夕陽が美しい全長78kmに及ぶ海岸線など、自然景観が豊富な地域となっている。

総面積は、488.91Km²で青森県内では5番目の広さを有しているが、海岸線まで険しい山岳地帯が迫っている地勢となっており、山林・原野の割合が約90%を占めている。

② 気象

青森県津軽地方の気候は、本州北部日本海型といわれるもので、冬はシベリアからの季節風による風雪の厳しいことが特色であるが、深浦町は対馬海流（暖流）が沿岸を流れていることと偏東風（ヤマセ）が奥羽山脈に遮られることから、積雪もそれほど多くはなく、平均気温は10℃～13℃程度と青森県内では比較的温暖な地域となっている。

白神山地世界遺産登録区域の面積

区 分		面 積	割 合
青 森 県	鱒 ヶ 沢 町	4, 6 5 0 h a	2 7. 4 %
	深 浦 町	4, 1 1 9 h a	2 4. 3 %
	西 目 屋 村	3, 8 5 8 h a	2 2. 7 %
(青 森 県 計)		1 2, 6 2 7 h a	7 4. 4 %
秋 田 県	藤 里 町	4, 3 4 4 h a	2 5. 6 %
	(秋 田 県 計)	4, 3 4 4 h a	2 5. 6 %
計		1 6, 9 7 1 h a	1 0 0. 0 %

(イ) 歴史的条件

当町には、寅平遺跡・八森山遺跡・一本松遺跡等の遺跡が多数散在し、その発掘調査から縄文時代の前期から先住民族が生活していたことがわかる。

本地域に本格的に人々が住み始めたのは、室町時代中期と推定される。室町時代末期には津軽地方の統一がなされ、江戸時代には弘前藩（津軽藩）の所領となった。

また深浦港は、寛永12年（1635年）に津軽藩から四浦のひとつに定められ、奉行所・御蔵が設置されて、江戸時代中期から明治時代中期まで上方と蝦夷地を結ぶ貿易船「北前船」の風待ち湊として賑わいを見せた。

明治22年4月、町村制施行により岩崎村・深浦村・大戸瀬村が誕生し、大正15年4月に深浦村が町制を施行し「深浦町」に、昭和30年7月「町村の廃置分合」によって深浦町と大戸瀬村が合併し「深浦町」となった。その後、平成17年3月に深浦町と岩崎村が合併し「深浦町」となった。

（ウ）社会的条件

誘致企業の撤退による雇用環境の悪化や第1次産業の低迷による担い手不足等により、若年層を中心とした転出者数が高い水準で推移したことから、人口の減少と少子高齢化が進行し、過疎化が進んでいる。

土地利用についても、488.91K㎡という広大な面積を有しながらも、その90%を山林・原野が占めており、農用地及び住宅地は狭隘である。

また、当町は、秋田県境と接する位置にあり、交通の面では大きな課題を抱えている。当町が属する五所川原圏域定住自立圏の中核である五所川原市までは当町の中心部から60km・JR五能線で90分、秋田県能代市まで65km・JR五能線で100分と離れており、救急・高度医療対策、企業誘致、生産活動、日常生活等さまざまな面で都市圏との格差が生じている。

一方、主要産業のひとつである観光産業については、津軽国定公園「十二湖」や世界自然遺産「白神山地」などを有する当町が、津軽地方の観光拠点として位置づけられていることから、今後も豊かな自然と食を活かした体験・滞在型、通年型観光の振興を図っていく。

（エ）経済的条件

令和4年度市町村民経済計算における産業別生産額は、農業1,012百万円、林業115百万円、水産業2,052百万円、製造業496百万円、建設業2,714百万円となっており、令和4年度人口1人当たりの町民所得は2,206千円で、県民所得平均2,704千円と比較し498千円低くなっている。これは、都市部から遠隔地にある地理的条件不利や交通基盤の弱さ、雇用の受け皿の少なさといった、経済・社会基盤の脆弱さが大きな要因と考えられる。

イ 過疎の状況

（ア）人口等の動向

昭和55年に15,445人あった人口は、令和2年には7,346人まで減少し、核家族化、小家族化の進行に伴い、1世帯あたりの人員も減少している。この要因としては、若年者の町外流出による社会減や出生率の低下による自然減があげられ、減少傾向はなお続いている。

また、年齢構造の高齢化も進行し、令和2年の高齢化率は50.7%となっており、住民の約半分が65歳以上の高齢者となっている。

(イ) これまでの対策

昭和46年度に過疎地域の指定を受けて以来、令和7年度まで通算55年にわたり過疎対策を講じてきた。地域内経済の循環促進や活気あふれるまちづくりの推進など、様々な観点から人口減少抑制の取組を実施し、その事業費は総額で1,398億円となっている。

事業費を施策区分別に見ると、これまで基幹産業である農林水産業振興のための基盤整備、豊かな自然環境と調和した観光・レクリエーション施設整備を重点的に推進してきた結果、「産業の振興」が466億円で全体の33.4%と最も大きな割合を占めており、続いて「生活環境の整備」が353億円、25.3%、「交通施設の整備、交通手段の確保」が269億円、19.2%となっている。

取組の概要について、「産業の振興」の分野では、第1次産業の振興策として農地、漁港施設などの基盤整備を進めるとともに、生産者を支える各種取組を推進してきたことにより、農林水産業の経営効率化や近代化が図られた。近年の取組としては、県営広域営農団地農道の整備を継続して実施したほか、県営風合瀬地区農地整備事業に着手した。

次に「生活環境の整備」の分野では、下水処理施設、合併処理浄化槽、斎場、消防施設及び定住促進住宅の整備など、住民の快適な生活環境を確保するための取組を進めてきた。近年の取組としては、鱒ヶ沢町と共同で管理運営する一般廃棄物処理施設「エコクリーンアファイ」について、焼却炉の老朽化と処理能力の低下に対応し、今後の安定的な施設運営を継続するため、大規模改修工事を実施した。

最後に「交通施設の整備、交通手段の確保」の分野では、住民生活の利便性向上や交通手段確保の観点から、町道、農道、林道、防災行政用無線施設等の整備を進めてきた。近年の取組としては、道路の改良工事等を継続して実施したほか、住民の移動需要への対応として、コミュニティバスの運行を開始した。

以上の3分野をはじめ、様々な過疎対策の実施により生活基盤の整備が進み、住民の生活環境は大きく向上した。その一方で、出生率の低下及び若年者の町外流出により人口減少が加速度的に進行し、また、医療、買い物、雇用等の面で都市部との地域格差が深刻化するなど、時代の変遷とともに解消すべき大きな課題が生じているため、今後はより一層過疎対策を強化、充実し、特に人口減少対策の実効性を向上させることが重要である。

これまでの対策

(単位：千円、%)

施策区分	第1次過疎法 過疎地域対策事業 昭和46年度～昭和54年度 (1971年度～1979年度)		第2次過疎法 過疎地域振興事業 昭和55年度～平成元年度 (1980年度～1989年度)		第3次過疎法 過疎地域活性化事業 平成2年度～平成11年度 (1990年度～1999年度)		第4次過疎法 過疎地域自立促進事業 平成12年度～平成21年度 (2000年度～2009年度)		第4次過疎法(延長) 過疎地域自立促進事業 平成22年度～令和2年度 (2010年度～2020年度)		第5次過疎法 過疎地域持続的発展事業 令和3年度～令和7年度 (2021年度～2025年度)		計 昭和46年度～令和7年度 (1971年度～2025年度)	
	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比
移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成											82,271	0.9	82,271	0.1
産業の振興	1,736,758	29.4	7,138,277	38.9	16,851,153	48.3	12,029,161	27.7	6,358,211	22.8	2,517,680	26.8	46,631,240	33.4
地域における情報化											41,992	0.4	41,992	0.0
交通施設の整備、交通手 段の確保	1,726,444	29.2	5,154,045	28.1	7,042,599	20.2	8,176,187	18.9	4,045,403	14.5	720,995	7.7	26,865,673	19.2
生活環境の整備	685,988	11.6	1,702,996	9.3	5,489,852	15.7	18,326,486	42.3	5,769,153	20.7	3,346,345	35.7	35,320,820	25.3
子育て環境の確保、高齢 者等の保健及び福祉の向 上と増進					1,535,737	4.4	899,418	2.1	5,108,830	18.3	1,108,558	11.8	8,652,543	6.2
医療の確保	3,480	0.1	31,879	0.2	177,720	0.5	47,500	0.1	4,200,292	15.1	422,953	4.5	4,883,824	3.5
教育の振興	1,618,124	27.4	3,260,913	17.8	2,093,098	6.0	3,394,513	7.8	1,704,653	6.1	1,089,001	11.6	13,160,302	9.4
集落の整備			41,581	0.2					15,724	0.1	32,671	0.3	89,976	0.1
地域文化の振興等							490,650	1.1	192,576	0.7	20,000	0.2	703,226	0.5
再生可能エネルギーの利 用の促進											150	0.0	150	0.0
その他地域の持続的発展 に関し必要な事項	143,819	2.4	1,025,720	5.6	1,687,388	4.8			475,745	1.7	600	0.0	3,333,272	2.4
計	5,914,613	100.0	18,355,411	100.0	34,877,547	100.0	43,363,915	100.0	27,870,587	100.0	9,383,216	100.0	139,765,289	100.0

注) 四捨五入の関係で構成比と計が一致しない場合がある。
注) 第5次過疎法において施策区分の新設等が行われたため、第4次過疎法以前の事業費の一部と施策区分が一致しない場合がある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

令和2年の就業人口は3,224人となっており、昭和55年の就業人口6,941人と比較すると、40年間で3,717人、53.6%減少している。また、平成27年の就業人口3,670人と比較すると、5年間で446人、12.2%減少している。

令和2年産業別就業人口は、第1次産業が745人（構成比23.1%）、第2次産業が598人（構成比18.5%）、第3次産業が1,881人（構成比58.3%）となっている。第1次産業が主体であった昭和55年と比較すると、第1次産業が大きく減少した一方で、第3次産業は大きく増加しており、産業構造の大きな変化が表れている。構成比の増減については、第1次産業が17.2ポイントの減、第2次産業が11.3ポイントの減、第3次産業が28.4ポイントの増となっている。

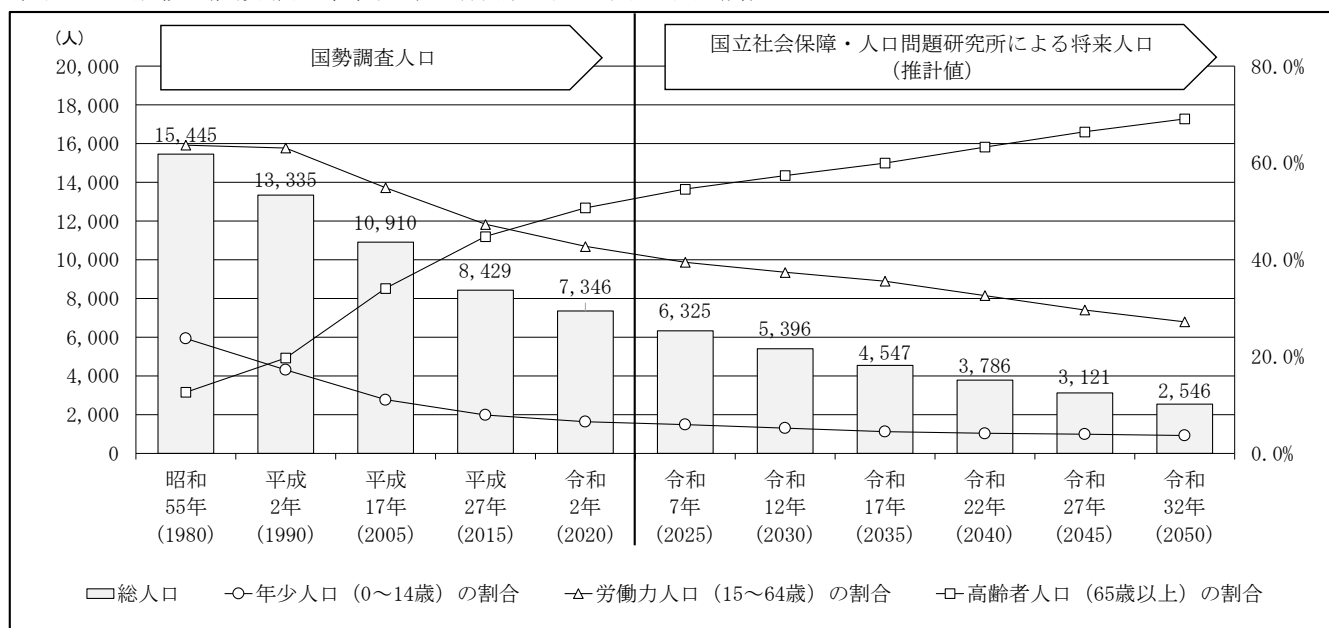
（2）人口及び産業の推移と動向

昭和55年から令和2年までの人口推移をみると、深浦町の人口は一貫して減少を続けており、40年間で15,445人から8,099人、52.4%減少し、7,346人となった。

年齢階層別人口については、年少人口（0歳～14歳）が3,666人から3,185人、86.9%減の481人になったのに対し、高齢者人口（65歳以上）は1,948人から1,778人、96.3%増の3,726人となっており、出生率の低下及び若年者の町外流出並びに平均寿命の伸長等に伴う少子高齢化の状況が顕著に表れている。

産業別就業人口については、まず、就業者全体では、6,941人から3,717人、53.6%減少し、3,224人となった。産業別の就業人口比率では、第1次産業が40.3%から17.2ポイント減の23.1%になったのに対し、第3次産業は29.9%から28.4ポイント増の58.3%となっており、就業人口比率の大半が第1次産業から第3次産業に移り変わるなど、40年間で就業構造が大きく変化している。また、第2次産業については、平成12年の37.5%をピークに減少に転じ、令和2年には18.5%となっている。

総人口の推移（国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）



総人口、年齢階層別人口（国勢調査）

区分	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)		平成17年 (2005年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)	
	実数	実数	昭和55年比増減率	実数	昭和55年比増減率	実数	昭和55年比増減率	実数	昭和55年比増減率
総数	15,445人	13,335人	▲ 13.7%	10,910人	▲ 29.4%	8,429人	▲ 45.4%	7,346人	▲ 52.4%
0歳~14歳 (a)	3,666人	2,297人	▲ 37.3%	1,207人	▲ 67.1%	667人	▲ 81.8%	481人	▲ 86.9%
15歳~64歳 (b)	9,831人	8,413人	▲ 14.4%	5,986人	▲ 39.1%	3,986人	▲ 59.5%	3,139人	▲ 68.1%
うち15歳~29歳 (c)	2,935人	1,930人	▲ 34.2%	1,272人	▲ 56.7%	625人	▲ 78.7%	481人	▲ 83.6%
65歳以上 (d)	1,948人	2,625人	▲ 34.8%	3,717人	▲ 90.8%	3,776人	▲ 93.8%	3,726人	▲ 91.3%
年少人口の割合 (a)/総数	23.7%	17.2%	-	11.1%	-	7.9%	-	6.5%	-
労働力人口の割合 (b)/総数	63.7%	63.1%	-	54.9%	-	47.3%	-	42.7%	-
うち若年者の割合 (c)/総数	19.0%	14.5%	-	11.7%	-	7.4%	-	6.5%	-
高齢者人口の割合 (d)/総数	12.6%	19.7%	-	34.1%	-	44.8%	-	50.7%	-

産業別就業人口（国勢調査）

区分	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)		平成17年 (2005年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)	
	実数	実数	昭和55年比増減率	実数	昭和55年比増減率	実数	昭和55年比増減率	実数	昭和55年比増減率
総数	6,941人	6,270人	▲ 9.7%	4,770人	▲ 31.3%	3,670人	▲ 47.1%	3,224人	▲ 53.6%
第一次産業 就業人口比率	2,798人 40.3%	1,967人 31.4%	▲ 29.7%	1,262人 26.5%	▲ 54.9%	920人 25.1%	▲ 67.1%	745人 23.1%	▲ 73.4%
第二次産業 就業人口比率	2,071人 29.8%	2,222人 35.4%	▲ 7.3%	1,213人 25.4%	▲ 41.4%	743人 20.2%	▲ 64.1%	598人 18.5%	▲ 71.1%
第三次産業 就業人口比率	2,072人 29.9%	2,081人 33.2%	▲ 0.4%	2,295人 48.1%	▲ 10.8%	2,007人 54.7%	▲ 3.1%	1,881人 58.3%	▲ 9.2%

(3) 深浦町の行財政の状況

ア 行政

(ア) 行政組織

社会環境の変化に伴い行政事務は年々多様化・複雑化が進んでいるほか、加速度的に進行する過疎化と少子高齢化により民間活力は縮小し、公的部門によるきめ細やかな対応と効率的な行政運営が求められている。

それらに対応するため、行政組織のあり方検討と所掌事務の配分見直しを進め、令和4年度からは税務課と会計課を統合し税務会計課、建設課と水道課を統合し建設水道課を新設するなど組織機構の再編を行った。

今後、限られた行政経営資源を効率的に運営する「戦略的な行政運営」を目指し、行政事務・組織機構改革を常に進めていく。

(イ) 事務環境の整備

デジタル技術の急速な革新と多様化する行政サービスに応えるため、住民記録などの各種事業に電算システムの導入を進めるほか、電子データをクラウド化し、災害時のデータ保護や復旧の確実性、事務の迅速化・効率化と住民サービスの向上に努めている。

イ 財政

令和6年度決算における普通会計歳入の総額は90億5,824万円3千円で、その構成は、依存財源である地方交付税が45.3%、国・県支出金が21.7%、地方債が13.2%、自主財源である町税が8.8%となっている。また、歳出は87億7,795万5千円で差し引き2億8,028万8千円となっており、実質収支では1億6,155万5千円となっている。また、普通会計以外の特別会計においてもすべて黒字決算となっている。

本町の財政運営は、歳入では地方交付税等の依存財源に頼っている状況にある。また、歳出では義務的経費が全体の31.7%を占め、財政運営の硬直度を示す経常収支比率においても93.4%と依然高い水準にあり、財政基盤は弾力性がなく、脆弱である。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政の健全性を示す指標となる健全化判断比率については、実質赤字比率が黒字により該当なし（早期健全化基準15.00%）、連結実質赤字比率が黒字により該当なし（早期健全化基準20.00%）、実質公債費比率が9.6%（早期健全化基準25.0%）、将来負担比率が30.3%（早期健全化基準350.0%）、公営企業の資金不足比率についても黒字により該当なし（経営健全化基準20.0%）となっており、いずれの比率についても早期健全化基準並びに経営健全化基準を下回っている。

ただし、経常収支比率が示すように、財政構造の硬直度は高く、特に公債費負担は依然として大きいことから、過疎対策事業債をはじめとした地方交付税による財政措置が講じられる起債であっても、事業の必要性、緊急性を勘案の上、慎重に活用することとし、財政健全化に向けた取組を継続する必要がある。

市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	令和2年度 (2020年度)
歳入総額 A	8,505,130	7,586,490	8,257,392
一般財源	5,400,497	5,190,363	4,840,307
国庫支出金	970,001	727,090	1,606,637
都道府県支出金	709,835	540,312	547,672
地方債	1,062,900	664,500	931,900
うち過疎対策事業債	266,500	266,700	385,400
その他	361,897	464,225	330,876
歳出総額 B	8,241,380	7,246,476	8,133,816
義務的経費	3,585,959	3,032,606	2,688,088
投資的経費	1,515,114	930,215	1,030,020
うち普通建設事業	1,418,246	803,601	1,028,200
その他	3,140,307	3,283,655	4,415,708
過疎対策事業費	3,006,108	2,042,224	
歳入歳出差引額 C (A-B)	263,750	340,014	123,576
翌年度へ繰越すべき財源 D	87,675	75,799	34,787
実質収支 C-D	176,075	264,215	88,789
財政力指数	0.153	0.158	0.173
公債費負担比率	29.4	23.9	17.4
実質公債費比率	19.6	13.7	10.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	88.4	92.1	96.7
将来負担比率	110.3	75.7	46.4
地方債現在高	11,812,045	9,735,581	8,334,150

出典：地方財政状況調、健全化判断比率

ウ 施設整備の状況

これまでの過疎対策を通じて、別表のとおり公共施設等の整備が図られた。

町道については、計画的に整備を進めた結果、令和2年度末現在で改良率72.4%、舗装率82.0%となっている。また、耕地1ha当たりの農道延長は46.1m、林野1ha当たりの林道延長8.9mとなっている。

水道については、町内のほぼ全域が給水区域となっており、令和2年度末の水道普及率は99.5%となっている。また、汚水処理施設については、町村合併前から継続して下水道施設の整備を進めてきたほか、下水道区域外における合併処理浄化槽の整備促進を図ってきたことから、令和2年度末の水洗化率は54.4%となっている。

医療施設について、当町には入院診療を行っている医療機関がなく、令和2年度末の人口千人当たりの病床数は0床となっていることから、今後も引き続き、広域的な地域医療の確保に努めるとともに、健康増進・介護予防などの健康づくりの取組を推進する。

このほか、集会施設、消防屯所などの各地域に点在する施設や、町民体育館、武道館、野球場等の体育施設の一部老朽化が進んでいることから、人口減を踏まえて統廃合、集約化、長寿命化を行うなど、公共施設等総合管理計画等に基づく整備を進めていく。

主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末 (1980年度末)	平成2 年度末 (1990年度末)	平成12 年度末 (2000年度末)	平成22 年度末 (2010年度末)	令和2 年度末 (2020年度末)
町 道					
改良率 (%)	—	64.5	69.6	72.3	72.4
旧深浦町	45.9				
旧岩崎村	18.7				
舗装率 (%)	—	74.9	78.9	84.3	82.0
旧深浦町	45.3				
旧岩崎村	34.6				
農 道					
延長 (m)	—	56,272	65,557	76,374	88,967
旧深浦町	26,601				
旧岩崎村	21,701				
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	36.4	39.1	39.6	46.1
旧深浦町	49.4				
旧岩崎村	40.3				
林 道					
延長 (m)	—	50,043	58,300	67,919	73,384
旧深浦町	2,641				
旧岩崎村	40,314				
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	2.4	7.8	8.2	8.9
旧深浦町	3.4				
旧岩崎村	51.9				
水道普及率 (%)	—	88.8	94.1	99.4	99.5
旧深浦町	83.7				
旧岩崎村	94.7				
水洗化率 (%)	—	3.4	27.4	33.5	54.4
旧深浦町	—				
旧岩崎村	6.4				
人口千人当たりの病院、診療所 の病床数 (床)	—	3.1	1.9	0.5	0.0
旧深浦町	2.0				
旧岩崎村	2.6				

出典：公共施設状況調査

- 注) 1 平成22年度以降の町道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領による。
改良率＝改良済延長／実延長 舗装率＝舗装済延長／実延長
- 2 平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領に、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」による。
- 3 水洗化率については次の算式による。
水洗化率＝(A＋B＋C＋D)／住民基本台帳人口
A：特定環境保全公共下水道 現在水洗便所設置済人口
B：漁業集落排水施設 現在水洗便所設置済人口
C：合併処理浄化槽処理人口
D：単独処理浄化槽処理人口 (一般廃棄物処理事業実態調査)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 地域の将来像

まちづくりの基本理念「‘わ’（和、輪、環、話、津軽弁の‘わ’）のまちふかうら」を継承し、今後も町民と共に深浦町の未来を創っていききたいという想いから、今後10年後に暮らしていきたいまちの姿（将来像）を『みんなと共に未来を創る“ふかうらまち”』とし、暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまちを目指していく。

また、計画の推進にあたっては、青森県過疎地域持続的発展方針及び深浦町第三次総合計画と歩調を合わせ、適宜、事業の見直しを行いながら、地域の持続的発展に向けた事業を展開していく。

イ 地域持続的発展の基本的な施策

(ア) 日常もいざというときも安全安心なまち【暮らし】

生活基盤となる道路や公共交通網の整備、空き家対策、防災・防犯対策の強化など、日々の暮らしの安全安心と、暮らしを支える都市機能が充実した、世代を問わず暮らしやすい生活環境を形成する。

(イ) 地域に活気と賑わいを興すまち【産業・地域経済】

農業、商工業、観光業といった産業活動の活性化に取り組み、人材不足や後継者不足といった課題に対応しながら、地域に活気と賑わいを興すことを目指す。特に観光業では、豊かな自然や景観を生かし、人々が訪れたいまちづくりを推進する。

(ウ) 一人ひとりに寄り添い、支え合うまち【保健・医療・福祉】

町民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせるよう予防重視の健康づくりを推進し、子育て支援の充実、地域での支え合い、保健・医療・福祉の多様な主体が連携した支援体制を構築する。

(エ) 郷土の魅力を未来へつなぐまち【教育・文化】

学校教育や青少年健全育成活動を通じて、地域で子どもたちを育むことなどを推進する。また、郷土の魅力である地域の歴史文化を未来へつないでいく。

(オ) 地域と地球の未来のために挑戦するまち【環境保全】

豊かな自然環境の保全、資源の有効活用と環境負荷の低減による循環型地域社会の形成、安全な水道水の供給と適切な生活排水処理施設の整備による衛生環境の確保を推進する。

(カ) 想いをかよわせ、新たな流れをつくるまち【交流】

地域間の連携強化、国内外の地域との交流促進、移住・定住の促進、若者の出会いや交流の促進などを通じて、新しい人の流れをつくる。

(キ) 持続可能な明日を築くまち【住民協働・行財政運営】

町民が地域づくりやコミュニティ活動に主体的に参加する住民協働の推進、人権尊重と男女共同参画の推進、効率的で持続可能な行財政運営の実現を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

深浦町を取り巻く社会環境は、人口減少や少子高齢化の進行、産業や地域経済の低迷など、様々な課題を抱えている。こうした課題を乗り越え、深浦町の豊かさを次代につなぐためには、町をはじめ地域全体で人口減少社会に適応する地域づくりを進めるとともに、人口減少のスピードをできるかぎり抑制していくことが重要である。このことから、人口に関する目標を次のとおり定め、持続的発展に向けて過疎対策を実施する。

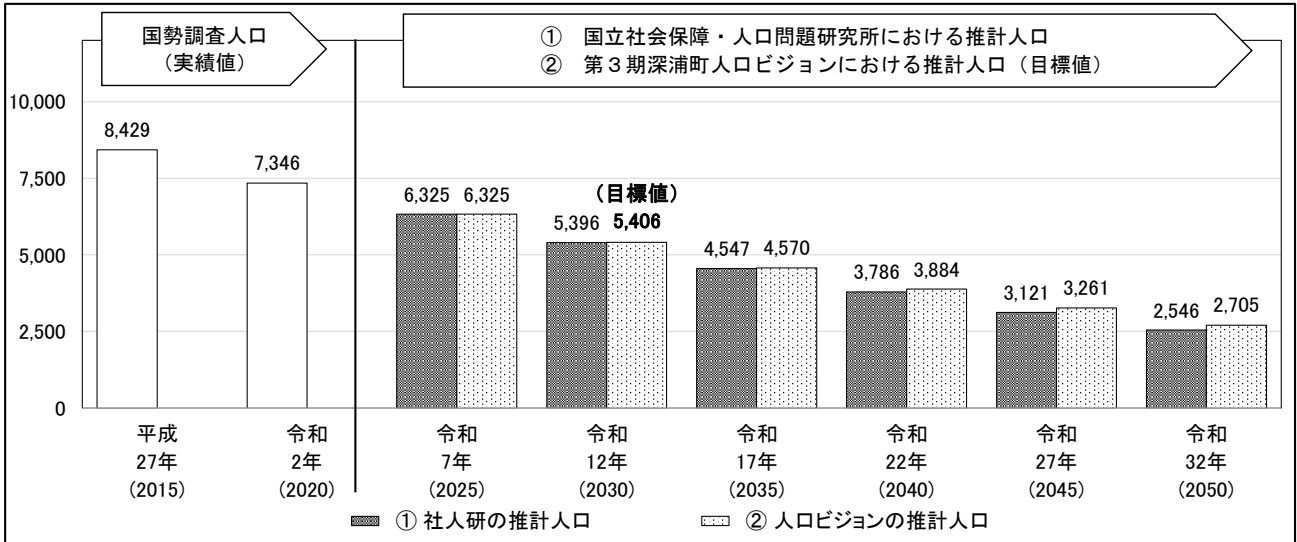
ア 総人口

令和7年6月に策定した「第3期深浦町人口ビジョン」では、令和12年人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計人口から10人多い5,406人と推計している。この推計に基づき、本計画の最終年度である令和12年度末の総人口の目標値を5,406人とする。

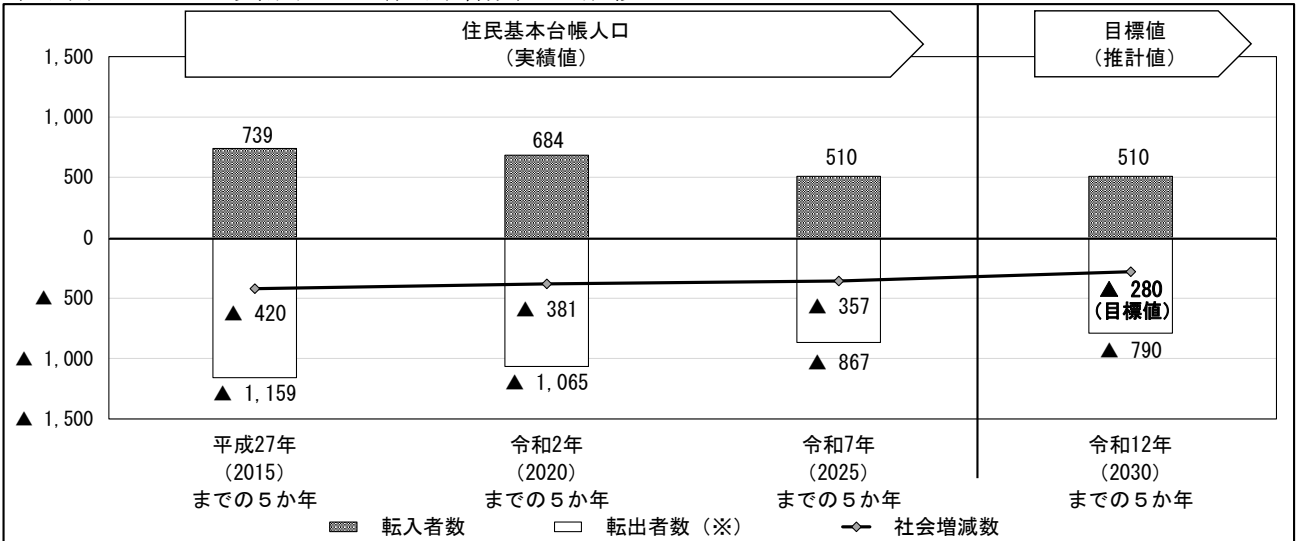
イ 社会動態による異動人口（社会増減）及び自然動態による異動人口（自然増減）

雇用機会の確保や住環境の整備推進、生活環境の更なる向上など、子どもを生む若年世代や移住者に対する定住促進対策の更なる充実を図るとともに、健康増進や介護予防など健康寿命の延伸に向けた取組を強力に実施し、令和12年までの5か年の社会増減を280人の減に、自然増減を800人の減にそれぞれ抑制する。

総人口の推移

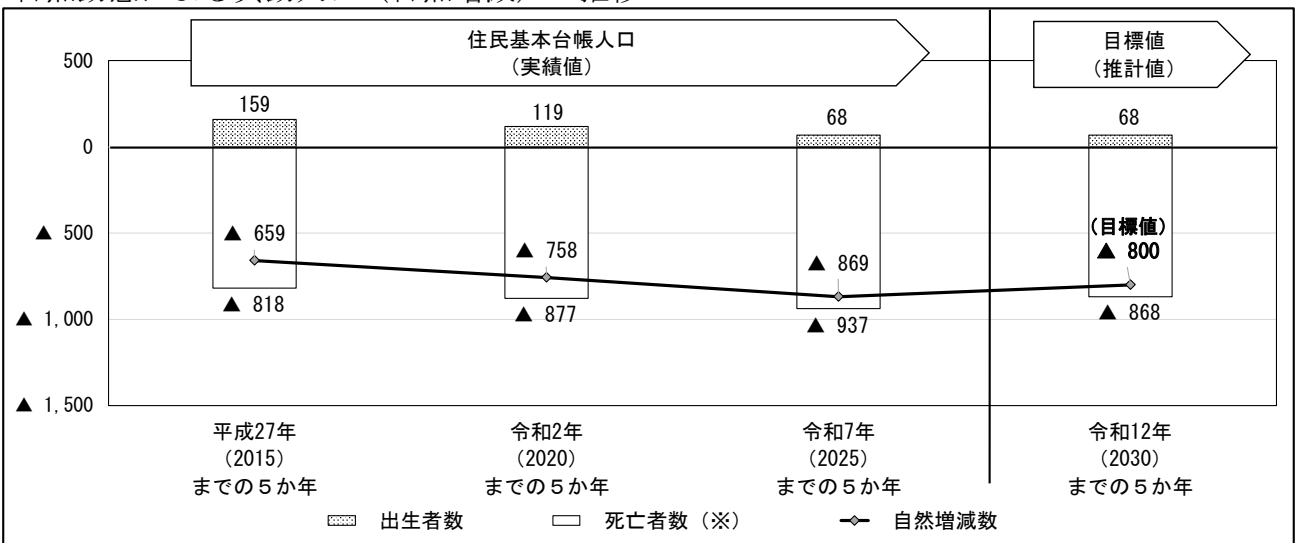


社会動態による異動人口 (社会増減) の推移



※ グラフでは社会減を表す転出者数を負数 (▲) で表示している。

自然動態による異動人口 (自然増減) の推移



※ グラフでは自然減を表す死亡者数を負数 (▲) で表示している。

(6) 計画の達成状況の評価

本計画を着実に推進し、その実効性を高めるため、PDCAサイクルに基づく効果検証を行い、見直しや改善を行う。また、評価の時期を令和10年度（中間評価）及び令和12年度（最終評価）とし、評価年度末に（5）に掲げる基本目標と実数等との比較を通じて達成状況の進捗管理を行う。なお、目標の進捗状況により計画に変更が生じる場合は、計画とともにホームページ等で公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

深浦町公共施設等総合管理計画は、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置や有効活用を進めていくことを目的として定められており、建物系公共施設とインフラ系公共施設に次の基本方針を掲げている。

(ア) 建物系公共施設

- ① 住民ニーズへの適切な対応
- ② 人口減少を見据えた整備更新
- ③ 建て替えは複合施設化を検討
- ④ 予防的修繕の実施
- ⑤ 長寿命化・平準化による投資費用の縮減

(イ) インフラ系公共施設

- ① 現状の投資額（一般財源）を維持
- ② 予防的修繕の実施
- ③ 暮らしやすさ向上の整備

イ 本計画との整合性

本計画に基づく全ての公共施設等の整備は、深浦町公共施設等総合管理計画等に基づき行うこととしており、適合している。過疎対策の実施にあたっては、公共施設等の現状と課題、将来コストを的確に把握しながら、人口減少社会における持続可能な施設管理体制の構築を推進し、地域で暮らし続ける環境整備を進めていく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

当町において、少子化の進行や進学、就業での若年層の流出等が続いた場合、地域経済の停滞や労働力人口の減少、担い手不足による地域の活力低下、自治会等の共助機能の弱体化など、多方面への影響が懸念される。

そのため、現在町内に暮らしている若年世代、あるいは新たに移住してくる方を対象に、就労や雇用の確保のみならず、良質な住宅供給、空き家等の有効活用、移住希望者向けのお試し住宅の整備等、住環境の計画的な施策により、暮らしやすく魅力ある環境づくりと若年世代や移住者の定住促進策を図る必要がある。

イ 地域間交流

観光における連携強化を推進してきた国内外の姉妹都市交流について、近年では活動が停滞している。また、町出身者をはじめとするふるさと納税寄附者とのつながりを深めることが重要となっている。

そのため、相互に地域資源や文化を理解しながら地域発展に向けた交流事業を行うなど、地域活性化や関係人口の創出に向けた取組みを行う必要がある。

ウ 人材育成

基幹産業である第1次産業の低迷、雇用機会の減少、さらには都市部から遠距離にある地理的要因等が影響し、人口減少が急激に進行している。そのため、高齢化率も県内では上位に位置しており、担い手や地域コミュニティの人材不足が生じるなど、地域全体の活力低下が生じている。

また、社会情勢の変化により住民ニーズが多様化していることから、これまで以上に行政と地域住民が共同でまちづくりを展開し、地域住民、民間企業の活力やアイデアを積極的に活用していくことが重要となっている。

(2) その対策

ア 移住・定住

- (ア) 移住希望者に対する住居・就業等の相談・支援体制づくりの推進
- (イ) 若年世代に対する良質な住宅の提供体制の整備と取得支援制度の実施
- (ウ) 所有者の意向を踏まえた空き家調査の実施と空き家バンク制度への情報提供体制の整備
- (エ) 五所川原圏域の連携強化に伴う移住・定住施策の更なる展開及び魅力の発信
- (オ) 移住体験による関係人口の創出
- (カ) 就労者のスキル向上を通じ、定住を促進する資格取得支援制度の実施

イ 地域間交流

- (ア) 都市部や首都圏に向けた当町の魅力の効果的な情報発信の実施

(イ) ふるさと納税の返礼品の充実、地場産品の魅力発信

(ウ) 深浦会東京、北海道岩内町、フィンランド共和国ラヌア郡等、国内外の地域間交流の促進

ウ 人材育成

進学や就職を契機とする若年者の町外流出により、地域経済や産業、コミュニティを支える人材が不足していることから、将来を担う若年世代の移住・定住の取組を推進するとともに、官民連携による共助機能の強化や住民主体の地域活動支援を行い、持続可能で活力ある地域づくりを推進する。

また、当町の魅力である農林水産物等の魅力を最大限発揮できるよう、第1次産業の更なる振興を推進し、地域活力や労働力の維持に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 移住・定住	住宅取得支援事業	町	ソフト事業
	世帯定住支援事業	町	ソフト事業
	深浦町移住支援金	町	ソフト事業
	住環境リフォーム推進事業	町	
	移住お試し住宅整備、管理運営	町	ソフト含む
	深浦町五所川原圏域空き家実施事業	町	ソフト事業
(2) 地域間交流	深浦会東京交流事業	町	ソフト事業
(3) 人材育成	まちづくりグループミーティング (F-ミーティング)	町	ソフト事業
(4) 過疎地域持続的発展 特別事業			
移住・定住	移住・定住者向け生活・就業支援事業 【事業内容】 資格取得者に対する支援金の支給 【必要性】 就業環境・処遇の改善や、就職に有利な資格	町	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(5)その他	取得支援による地元定着のため 【事業効果】 人口流出の低減、所得向上と雇用創出による 地域活性化 _____ 町広報紙発行	町	ソフト事業

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本項目においては、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に該当する施設はない。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

当町の農業は、地域経済の基幹産業として位置付けられているものの、その耕作地は、中山間地の条件不利地域や基盤整備が実施されていない小区画・不整形の圃場が多く、農業生産上の条件が不利な状況にある。

農業経営者の形態としては、高齢化の進行と後継者・担い手不足により全体の7割が経営規模2.0ha未満の農家であり、経営体の減少にも歯止めがかからず農業農村の維持発展が厳しい状況となっている。高齢化や人口減少が進む中で、地域の農業が持続的に機能するための生産基盤の強化として、地域計画の実現が強く求められている。

稲作においては、近年の気候変動による供給の不確実性が米需要の見通しを困難なものとしている。そのため、他の産地との競合に打ち勝つための良質米の生産性向上及び販売強化が求められているものの、地形的な条件等から水田の基盤整備や連担的な農用地の集積が難しく、経営環境の改善は困難なものとなっている。

畑作においては、町が進めてきた複合経営振興の一環として、夏秋トマトなどの施設野菜やアスパラガス等の作付けが展開され、土づくりをはじめとする栽培技術の普及・定着により、一定の収益が得られているものの、労働力不足等により作付けが伸び悩んでいる。また、大規模に展開する農業法人中心の大根や「ふかうら雪人参」等の露地野菜についても、天候や市場動向等の影響を受け、生産・販売が不安定となっている。

肉用牛（黒毛和種）の生産に特化した畜産業については、繁殖及び肥育技術実証に取り組む町有牧場を中核に振興してきたが、繁殖牛の飼養頭数の減少傾向に加え、飼料や素牛の高騰が畜産経営をひっ迫しており、稲わら利用や堆肥供給など、耕種農業の相互連携による資源循環型農業の形成・維持も厳しさを増している。

いずれの農業活動においても、サル・クマ・イノシシなどの有害鳥獣の被害が大きな障害となっており、その被害から耕作を断念する荒廃農地の発生・拡大が懸念されている。

様々な課題がある中で、多面的機能を有する農業農村を維持していくためには、その担い手を確保・育成すると同時に、担い手を支える地域の連携体制づくり及び散在する農地を結節する広域農道や圃場整備等の生産基盤の強化が求められる。

イ 林業

豊かな森林資源を持つ当町の森林面積は、43,869haと町土の89.7%を占め、木材生産機能・国土の保全・水資源かん養・自然環境の保全など公益的機能を通じて地域住民の生活と深く結び付いている。民有林森林資源の整備状況を見ると、人工林面積は4,126.04haで人工林率は57.1%・蓄積1,699.1千m³となっている。

また、現在の人工林は7齢級以上の森林が全体の93%を占めており、今後これらの森林の良質材生産に向けて、間伐・枝打施業が重要な課題となっている。

主伐については、木材価格の低迷や間伐・主伐期林分の増加といった状況を踏まえ、将来にわたり森林の公益的機能と経済的価値を両立させるためには、主伐期を迎えた林分について適切な伐採を確実に実施する必要がある。また、長伐期施業においては、適正な密度管理を継続するとともに、複層林施業や育成天然林施業の導入を積極的に推進していく必要がある。

近年、森林の公益的機能への関心の高まりとともに、地域住民の森林に対する要請も多様化し、国土の保全・水源のかん養・レクリエーションの場としての価値が見直されており、多様化する木材利用のニーズに対応するため、再生林を推進するとともに、地域内流通と地域内利活用のための方策を策定することが重要となっている。今後は森林のもつ経済的機能と公益的機能の向上を図り、林業振興を基軸とした地域振興を図る必要がある。

各地域別では、深浦地区には円覚寺・町民の森公園が、松神地区には「アオーネ白神十二湖」が分布していることから、それら施設と周辺森林との融和を図りながら森林の相互利用が求められている。長慶平地区は吾妻川の上流に位置しており、有用な天然林が豊富であるため、育成天然林として整備しつつ、水源かん養の保全が求められている。大間越地区から柳田地区にかけては、海岸線に沿って、国有林に带状に民有林が隣接しており、今後も木材生産機能を発揮させる森林として整備を進めていく必要がある。

森林病虫害等の被害については、平成22年12月、大間越地区においてナラ枯れ被害が確認され、令和2年度には、町内全域に被害が拡大した。一方、松くい虫被害については平成23年9月に、松くい虫特別予防監視区域内で被害が確認された。また、平成27年7月以降、大間越地区から24km北上した広戸・追良瀬地区で被害が継続して確認されており、被害地区は、広戸・追良瀬地区に加えて、麩木、深浦、横磯、舳作、沢辺、岩崎、大間越地区に拡大した。県と一体となった対策が必要とされている。

ウ 水産業

沿岸漁業の基盤となる海岸線約78kmの大部分が岩礁地帯であり、ホンダワラ類をはじめとする藻場で形成された海域には、サザエ、アワビなどの磯漁業を支える底生生物や藻場を生息場所とする魚類等が多種にわたり生息している。沿岸部においては、対馬暖流とリマン寒流にのった大型魚が来遊し、定置漁業、はえ縄漁業、一本釣漁業、刺網漁業、沖合底曳網漁業など多くの漁法により漁業が営まわれているが、海水温上昇との因果関係は明確でないが南下した際に漁獲されてきたサケやヤリイカなどの主力魚種の不漁が漁業経営を圧迫し、ひいては漁業者を支える漁業協同組合経営も圧迫され、不安定な状況が長期化している。

近年の気象変化は、水揚げ量の減少や魚種の変化だけでなく、線状降水帯の発生による大雨と土砂が一気に海岸に流れ込み、漁場を泥水が覆うことで底生生物に影響を与えるほか、濁水による視界不良で漁業そのものを行うことができないなど多

大な被害を受けている。また、悪天候による時化が長期化する傾向があり、出漁機会の減少が問題となっている。さらに、漁業者の高齢化とそれに伴う離職は、近年の漁獲量の減少と重なり、廃船の処理が問題となっている。

漁協が所有する漁業関連施設についても老朽化が進み、新設を必要とする施設が数多くあるが、経営が厳しい状況下では応急的に修繕するのが限界であり、国庫補助事業の活用を検討するも漁協負担分について捻出できないなど、持続的な漁協経営に対し大きな不安となっている。

このことから、沿岸水産資源の増大を目的としたヒラメ、キツネメバル、ナマコ、キタムラサキウニ種苗等の放流を継続しているほか、漁業者が主体となってナマコ種苗生産についても継続して取り組んでいる。広域魚種であるサケマス種苗生産についても、町内ふ化場を拠点に継続して実施しているが、親魚確保が計画を大きく下回る状況にある。また、回遊魚の漁獲効率を高める魚礁漁場やヤリイカ産卵礁、魚の産卵や稚魚の生息場所となる藻場礁などの増殖場整備が進められている。

また、活メ神経抜きによる高鮮度出荷による、地域の販売力向上及び産地市場の強化を目的とした取り組みや、地域に密着した企業と漁協が連携して行っている海面養殖業については、継続して進められており、水産物の生産量の向上及び漁業経営の強化を図っているところである。この他、直売施設における販促イベント等で新鮮な水産物や水産加工品販売など付加価値を高める取組の積極的な実施、中学生を対象とした体験活動を通じ地元産業を学習する機会を創出するなど後継者育成を図っているところであるが、人手不足及び就業者確保の課題は山積みである。

なお、町内の漁協においては経営基盤の強化を図るために、漁協合併協議が進められている。

エ 漁港施設

当町は日本海に面し、起伏の激しい海岸線が長く続く地勢であることから、第1種漁港が大間越、黒崎、森山、舩作、横磯、広戸、麩木、風合瀬、田野沢の9漁港（12地区）、第2種漁港が岩崎、北金ヶ沢の2漁港（3地区）、合わせて11漁港（15地区）が各集落に点在している。

近年の水産業を取り巻く情勢は、増養殖及び資源管理型漁業の著しい進展や、国民の食生活の嗜好の変化等により大きく変わってきており、これに伴い漁業拠点地としての漁港施設の役割が高度化、多様化している。また、漁業従事者の減少及び高齢化による担い手不足も懸念される。

これまで、漁港整備長期計画等に基づき施設整備が進められてきたが、今後も漁業活動に必要な不可欠な水産基盤施設が適切な機能を発揮していくためには、効果的かつ効率的な維持管理・更新等により施設の長寿命化や更新コストの縮減を図ることが強く求められている。さらに、増加傾向にある漁港施設の放置廃船問題についても適切に対応していかなければならない。

よって、社会資本の機能保全を実施していくために、施設の維持管理・更新等の最適化手法である「ストックマネジメント」の導入により安全で安心して利用できる施設整備を推進することが急務となっている。

オ 商工業

当町の商店は、地域に密着した家族経営によって成り立ってきたが、高齢化や後継者不足、町外大型店への消費流出によって店舗の閉鎖が相次いでいる。

人口減少が進む中、商店を取り巻く環境はますます厳しさを増すことから、地域のニーズに合った品揃えや店づくり、宅配、移動販売などに取組むとともに、販売促進のための共同事業の実施、特産品の開発や販路拡大、さらには業態転換などに努める必要がある。

カ 観光又はレクリエーション

当町は、世界自然遺産「白神山地」や津軽国定公園「十二湖」、千畳敷海岸、幹回り日本一の大銀杏、日本海に沈む夕陽など多くの自然資源に恵まれており、特に、十二湖は全国から観光客が訪れる青森県内でも有数の観光地である。

観光産業はすそ野の広い産業であることから、町は早くから基幹産業と位置付け、自然資源や地域農水産物を活用した観光施設の整備やグルメイベントなどを実施して観光振興に努めてきた。

しかしながら、総合保養地域整備法（リゾート法）の後押しを受けて整備した観光施設は老朽化が進み、景観を阻害する要因となっている。また、観光従事者の高齢化によって宿泊施設や飲食店の廃業が多くなり、人口減少等と相まって新たな観光振興のあり方が求められていることから、今後は、観光施設の統廃合や集約、再整備、長寿命化といった基盤整備とともに、観光産業における「稼ぐ力」の総合的な強化が必要となっている。

キ 港湾施設

深浦港は、日本海北部を航行する船舶の避難港として、海難防止に重要な役割を果たすとともに、漁業基地として地域産業の重要な基盤となっている。国の直轄事業で整備が進められ、静穏域の確保が可能となった。建設後の時間経過に伴って、老朽化が進行し、改良・更新すべき時期を迎えた施設が増加しており、今後は、施設の長寿命化や更新コストの縮減を図ることが強く求められている。また、増加傾向にある港湾施設の放置廃船問題についても適切に対応していかなければならない。

(2) その対策

ア 農業

(ア) 農業構造の改善・基盤強化

- ① 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用し、農業農村の多面的機能の維持増進を図る。
- ② 地域農業を担う認定農業者及び新規就農者等の担い手の確保・育成に努めつつ、農地中間管理事業等を活用し、農地及び作業等の集積・集約を図る。
- ③ 高い生産技術と市場動向等に対応した優れた経営管理能力のある農業経営体を育成するため、各種支援・取組を行う。

- ④ 農作業の省力化や生産性向上を図るため、スマート農業に対応した圃場の区画整備や団地化、農道・水利施設等の農業関連施設の整備・長寿命化、その他農業生産基盤及び農村環境の整備を推進する。
- ⑤ 地域経済を支える仕組みづくりや集落コミュニティ機能を維持するため、集落営農組織等を育成し、担い手となる地域経営体を核とした各種取組を推進する。

(イ) 営農振興

- ① 消費者ニーズに応じた安全安心な良質米を供給、気候変動に対応した営農方針の確立と堆肥等の有機質投入による地力の維持増進に努め、少量の農薬で効果的な病害虫防除を推進するため、共同防除に対する支援措置を講ずる。
また、主食用米の価格変動に対応し得る経営安定を図るため、水田における高収益作物等への作付けの転換を適切に進める。
- ② 土地利用型野菜については、大根・人参を主要品目に産地化を進め、品質と生産性の向上を図る。また、集約型野菜については、夏秋トマト・ハウスねぎ・アスパラガスを主要品目として作付けの拡大及び新技術の導入を図るとともに、当町の野菜生産における中核施設である大館畑作総合施設や各農家の生産基盤の整備及び長寿命化、各種取組への支援を進め、産地強化を図る。
- ③ 消費者の健康や環境に配慮し、環境保全型農業直接支払交付金等を活用しながら安全安心な農産物の生産及び環境に優しい農業を普及するとともに、世界自然遺産白神山地とリンクさせた深浦産クリーン農産物の販売展開に努める。
- ④ 複合経営の可能性を広げるため、転作田等を有効に活用したフキ・ウド・たらの芽などの山菜類の作付けや新たな農産物の産地化の振興を図る。
- ⑤ 土壌分析に基づく土づくりを励行し、作付体系の改善による連作障害の回避や栽培技術の高位平準化を目指すとともに、生産組織の強化等により安定した生産体制の確立に努める。
- ⑥ 有害鳥獣対策については、青森県猟友会深浦支部並びに深浦町鳥獣被害対策実施隊の協力を得ながら、捕獲駆除や農地の巡回、地域住民と連携した追い上げ活動、その他忌避対策などの被害防止活動を実施する。

(ウ) 畜産経営の強化

- ① 基盤となる町有牧場を適切に管理し、町内畜産農家・生産者団体の生産基盤及び経営の強化を図る。
- ② 県基幹種雄牛の活用や肥育成績及び育種価評価に基づき優良な繁殖雌牛肥育素牛を導入し、これまでに蓄積した飼養技術を更に高度化し、繁殖成績の向上を図る。
- ③ 家畜衛生・疾病予防対策を適切に推進する。

(エ) 加工・流通体制の確立

産地間競争に対応するため、情報収集と伝達の高度化、市場の開拓を進めるとともに、農業生産から加工・流通までを有機的に結びつけた付加価値の高い加工品づくりを推進する。

また、加工・販売については、産直施設等を有効に活用するものとし、商品のレベルアップを図りながら販路の拡大に努め、深浦町農水産物加工場を中核に、生産・加工・流通・販売を地域内で連携して取り組む「地域6次産業化」の推進を図り、民間等による加工・販売体制整備や各種取組への支援、必要な基盤整備を進め、地域の関連産業の創出・拡大を図る。

イ 林業

(ア) 森林整備の基本的方針

① 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年頻発する集中豪雨等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や再造林の推進など、ネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方を加味しながら健全な森林資源の維持造成を推進するものとする。

具体的には、森林の有する多面的機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源かん養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様の保全及び木材等生産の推進に努めるものとする。

② 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する多面的機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、それぞれの機能の相乗効果と維持増進を図るための森林施業を推進する。

(イ) 森林施業の合理化に関する基本方向

林業関係者の合意形成の下に、民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、大型風力発電施設の管理道を活用した森林施業の効率化、林業後継者の育成、高性能林業機械導入促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

(ウ) 林業振興に関する基本方針

深浦町林業振興ビジョンを基に、林業事業者、木材関連事業者、関係機関及び関係団体で構成する深浦町林業振興推進会議において、森林資源を有効に活用する施策を策定し、「林業振興」を起点とした「地域経済の活性化」を図る。また、施策の策定において、外部人材を積極的に活用する。林業を町の基幹産業の一つとして再生させることで、地域の経済活動や雇用を創出し、地域振興につなげることを基本方針とする。

(エ) 森林病虫害の駆除及び方針及び方法等

森林所有者や地域住民等から被害木の情報提供を得るため、町の広報誌等により普及啓発に努めるものとする。

松くい虫被害については、林内の枯死木及び枯損木と併せて被圧木等の繁殖・感染源の除去を行い、健全な松林を育成する。

森林病虫害等の被害が発生した場合は、青森県と連携を取りながら対策を講ずるものとする。また、ナラ枯木等の被害木の有効活用についても検討を進める。

ウ 水産業

(ア) 基盤の整備

- ① 生産基盤としての漁港整備の促進と併せ、漁村の住環境、生活環境施設整備に必要な公共用地、漁村再開発用地を確保し、沿岸域広域生活圏の形成を図る。
- ② 漁業構造の改善と地域の活性化を図るため、漁業生産基盤施設、共同利用施設などの整備を促進する。
- ③ 沿岸漁場の生産性向上のため、ヤリイカの産卵礁や藻場礁等の増殖場のほか、一本釣漁業の効率化を目的とした大型魚礁をはじめとする魚礁漁場の整備を推進するとともに、適正な管理体制の確立を図る。

(イ) つくり育てる漁業の推進及び漁場保全

- ① ヒラメ・キツネメバル・ナマコ等の種苗放流を推進するとともに放流漁場の管理体制強化等により栽培漁業の推進を図る。
- ② 回帰性を持つサケマス資源の持続的な定着を図るため、より健苗なサケマス幼稚魚の大量放流を維持推進する。
- ③ 種苗生産能力を上げるため、増養殖関係施設などの整備を促進する。
- ④ 海洋牧場等静穏域を有効に利用し、海域の特性にあった増殖事業及びサーモンをはじめとする養殖事業の振興を図る。
- ⑤ 藻場造成を推進し魚介類繁殖場の増加に資することで、磯根漁場の活性化を図る。
- ⑥ 漁業者による植林活動を推進し、水源かん養林・魚付林の造成による沿岸域の漁場保全、根付き資源の増大を図る。
- ⑦ 漁港及び漁場における不要漁具資材等の投棄防止に係る啓蒙活動を実施するとともに、清掃活動を推進し、漁港漁場の環境美化を図る。
- ⑧ ヤマメ・アユ等の放流による内水面漁業の振興を図る。
- ⑨ 漁業者による多面的機能を発揮するための活動を推進し、漁村の活性化を図る。
- ⑩ 海水温上昇に対応した漁法開発や水産資源の増大を図る。
- ⑪ 研究意欲のある漁業者等の活動を支援すべく、研究会活動の推進を図る。

(ウ) 経営の改善及び後継者育成

- ① 沿岸漁協の健全な経営を持続するとともに、漁協合併等を積極的に推進する。また、サケマス等海面水産資源の増大に大きな役割を担っている内水面漁協の経営安定化についても併せて推進する。
- ② 漁業経営の合理化・安定化を目指すため、各種制度資金や共済制度の活用を推進する。
- ③ 地域漁業経営の中核的漁業者となり得る青年漁業士及び優れた漁業経営を行い、指導的役割を果たしている指導漁業士の資質向上を図るとともに、漁協青年部活動等の活性化及び漁業後継者の育成を図る。
- ④ 児童・生徒に、地元水産業等の魅力について体験活動を通じて実感させ、将来を担う人材の育成を図る。
- ⑤ 水産加工品開発・販売など漁協女性部活動を推進し、組織の強化・女性の地位向上を促進し、活力のある漁村づくりを図る。
- ⑥ 販売に意欲のある漁業者等の活動を側面から支援する。

(エ) 水産物の加工・流通体制の強化

- ① 流通前における漁業者が行う漁獲物の冷却を徹底することで、鮮度低下による価格下落の防止及び流通過程での価格形成の適正化を図ることにより、水産物の産地流通機能の強化を推進する。
- ② 直売・流通加工施設について、消費者のニーズに対応した改善・整備などを行い、生産者及び産地市場の衛生管理強化及び販路拡大を図る。
- ③ 水産物産地直送事業を推進し、町内外における水産物の積極的な利用促進及び魚食普及を図る。

エ 漁港施設

- ① 水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図るため、水産基盤施設にストックマネジメントを導入し、施設の長寿命化と更新コストの平準化・縮減の実現を目指す。また、漁港施設内の放置廃船の撤去を進めていく。
- ② 漁港施設と緑地空間の調和を図りながら、漁港漁村の良好な自然環境や特性を活かした親しみやすく、住み良い漁港漁村整備を行うことにより、漁村住民のふれあいの場づくりに努める。

オ 商工業

(ア) 持続可能な事業活動の支援

- ① 地域農水産物を活用した商品開発や販路拡大を支援する。
- ② 事業の拡大や生産性向上に向けた新たな取組や業態転換等を支援する。

(イ) 地域内消費の拡大による商業活性化

- ① 深浦町商工会が実施する共通商品券発行事業や、小売店等が共同で実施する景品的大売出しを支援する。
- ② 直売施設で実施する地場産品の販売 PR 事業を支援する。

(ウ) 支援体制の強化

- ① 商工業者に対する支援を強化するため、事務局である深浦町商工会の体制強化を図る。
- ② 五所川原圏域で策定した創業支援等事業計画に基づき、圏域内の商工会及び金融機関等との連携を強化し、広域連携で一体となった創業支援に取り組む。

カ 観光又はレクリエーション

(ア) きめ細かい観光サービスの提供

- ① 全国各地から訪れる観光客に対する観光案内の体制を整えるべく、町内2ヶ所に観光案内所を設置する。

(イ) 活力ある観光産業の実現

- ① 津軽国定公園「十二湖」の魅力向上に向けて、看板等整備を進めるほか、ガイドの確保に努める。
- ② 世界自然遺産「白神山地」の知名度を活かした地域PRを行うほか、主峰「白神岳」登山に係る環境整備を進める。
- ③ マイクロツーリズムの需要を掘り起こすため、「宿泊割引と地域クーポン券」をセットにした深浦宿泊キャンペーンを実施する。
- ④ 広域観光や通年観光の促進及びインバウンド需要に対応するため、DMO関係機関との連携を強化するとともに、ツールの開発等を行う。
- ⑤ JR五能線の魅力を活かした観光振興に取り組む。

(ウ) イベントとの連携や商品開発等による「稼ぐ力」の強化

- ① 閑散期の誘客促進に向けて、地域の特色を活かした取組の実施に努める。
- ② 誘客力を強化するため、自然資源や地域の特色を活かした新たな商品開発を行う。

(エ) 観光施設の統廃合と再整備及び長寿命化

- ① 観光需要に対して施設水準が不相応な観光施設については、適切な改修を行って観光客の利便性を向上させる。
- ② 建設から相当数の年月が経ち、老朽化が著しい観光施設は美観を損なうことから、計画的に統廃合を行うとともに、観光振興に欠かせない施設は再整備を図るほか、既存施設においては適正な維持管理と修繕等による長寿命化を図る。

(オ) 支援体制の強化

- ① 観光事業者に対する支援を強化するため、事務局である（一社）深浦町観光協会の体制強化を図る。
- ② 津軽圏域14市町村による地域連携DMO「クランピオニー津軽」をはじめとする観光地域づくり法人等を中心に、各自治体の観光資源などの魅力をつな

ぎ合わせ、戦略的な情報発信及び国内外観光客の受入態勢整備を推進し、誘客促進に努める。

キ 港湾施設

海運の安全航行を図るための避難港として、近年の船舶の大型化に対応できるような静穏域の確保は概ね達成できた。今後は、放置廃船の撤去のほか、港湾施設の効率的利用かつ、効果的な維持管理・更新等により施設の長寿命化や更新コストの縮減に努める。

ク その他

- ① 地域活性化と観光振興、さらには若年層を中心とした雇用創出により、地域の持続的発展と交流人口の増加に寄与する第三セクターの事業を支援する。また、住民協働による地域活性化を推進するため、地域づくり団体やNPO等の活動を支援する。
- ② ICT技術の向上や情報インフラ整備の拡大に伴い、全国的にテレワークやワーケーションの需要が高まっているほか、過疎地域においてもオフィス設置が可能となっていることから、関係人口の拡大、移住・定住の促進及び地域雇用の拡大を図るため、情報通信産業の振興を推進する。

ケ 他の市町村等との連携

当町固有の地域資源を有効活用しながら、着実に産業の振興を推進するとともに、広域的な取組が必要な場合は、産業間の連携のほか、他の市町村、青森県及び民間事業者等との連携強化を図り、圏域の特性を最大限活かした取組を推進する。

コ 施設水準の目標

上記に記載した施設等の整備目標については、公共施設総合管理計画等と整合を図り、長寿命化、集約化又は統廃合等を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 基盤整備 農業	<hr/> <hr/> 県営西海岸地区広域営農団地農道整備事業負担金 L=385m W=8.0m 畑作総合施設整備及び運営事業 集出荷施設、育苗施設、土壌分析室ほか	県 町	ソフト含む

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
流通販売施設 (7)商業 (9)観光又はレクリエーション	水産加工品開発推進事業 いか焼き村指定管理	町 漁協	ソフト含む
	商工会育成事業	町 商工会	ソフト事業
	特産品販売促進事業	町 事業者	ソフト事業
	商業活性化対策事業	町 商工会	ソフト事業
	小規模事業者持続化事業	町 事業者	ソフト事業
	深浦町観光協会育成事業	町 観光協会	ソフト事業
	観光イベント開催事業	町 民間	ソフト事業
	森林セラピー事業	町 民間	ソフト事業
	通年観光推進事業 十二湖 33 湖めぐり (春～秋) 十二湖スノートレッキング (冬) ポータルサイト運営 観光パンフレット作成	町 民間	ソフト事業
	深浦町観光案内所設置事業	町 民間	ソフト事業
	広域観光連携事業 (DMO負担金)	津軽圏域 自治体	ソフト事業
	白神山地アクティビティ推進事業	町 民間	ソフト事業
	アオーネ白神十二湖管理事業	町	ソフト含む
	観光施設等整備管理事業 ウェスパ椿山物産館等、 十二湖エコ・ミュージアム・ビジターセンター 十二湖地内 (環境整備)、白神岳登山道等 公衆トイレ、海水プール	町	ソフト含む

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
<p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>第1次産業</p> <p>商工業・6次産業化</p> <p>その他</p>	<hr/> <p>町有牧場運営事業 各牛舎及び付帯施設、放牧場、堆肥センター</p> <p>【事業内容】 民間事業者に対して町有牧場を指定管理委託する。</p> <p>【必要性】 肉用牛飼育の一貫経営の確立、深浦牛のブランド化、町内畜産農家の経営強化のため</p> <p>【事業効果】 畜産経営の安定化、担い手育成</p> <hr/> <p>地域6次産業化推進事業 町農水産物加工場の運営・機能強化 民間事業者の6次産業化の推進</p> <p>【事業内容】 農水産物加工場の適正な管理と機能強化、6次化取組事業者に対する支援を実施する。</p> <p>【必要性】 地域農水産物の付加価値向上、豊富な地域資源の有効活用、担い手不足解消のため</p> <p>【事業効果】 第1次産業の成長、地域の所得向上と雇用創出、地域風土や食文化の保全、地域ブランド化に伴う観光客の増加や地域活性化</p> <hr/> <p>創業支援事業</p> <p>【事業内容】 新たに創業を目指す者に対して、補助金を交付する。</p> <p>【必要性】 新たな地域産業の創出促進、地域課題解決、開業に係る初期投資の負担を軽減のため</p> <p>【事業効果】 地域産業の振興、地域の賑わい創出商工業の成長、移住・定住促進</p> <hr/>	<p>町 民間</p> <p>町 民間</p> <p>町 事業者</p>	
(11) その他	<hr/> <p>水田農業等振興事業 経営所得安定対策・良質米生産等の推進</p> <p>担い手の育成及び支援（認定農業者・新規就農） 新規就農総合支援事業</p>	<p>町 協議会</p> <p>町 協議会</p>	<p>ソフト事業</p> <p>ソフト事業</p>

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	日本型直接支払交付金 多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払交付金 環境保全型農業直接支払交付金	町 活動組織	ソフト事業
	農業農村環境の改善及び活性化 農村女性、稲わら償却防止、廃プラ処理等	町 農業団体	ソフト事業
	農地の集積集約・利用促進及び荒廃化の防止 農地中間管理事業、荒廃農地対策	町	ソフト事業
	畑作・野菜等園芸作物の振興 パイプハウス設置補助金 土づくり農業、産地開発・育成等の推進	町 農業団体	ソフト含む
	鳥獣被害防止総合対策事業	協議会	ソフト含む
	有害鳥獣駆除対策事業（町直営事業）	町	ソフト事業
	森林病虫害対策事業	町	ソフト事業
	森林経営管理制度実施事業	町	ソフト含む
	林業振興プロジェクト事業	町	ソフト含む
	地域おこし協力隊推進事業（林業振興）	町	ソフト事業
	地域活性化起業人事業（林業振興）	町	ソフト事業
	地域力創造アドバイザー事業（林業振興）	町	ソフト事業
	漁業経営の改善 広域漁協合併推進補助金ほか	漁協	ソフト事業
	漁場環境美化推進事業 漁場環境美化・藻場造成等	町	ソフト事業

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
深浦町全域	製造業、農林水産物等販売業 旅館業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)又は(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等総合管理計画における基本的な方針（産業系施設）

(ア) 本計画における対象施設

各農業施設、水産業施設及び観光施設

(イ) 数量に関する基本的な考え方

「施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。数量の適正化においては、増改築、用途の変更、統廃合など柔軟に対応できるようにします。」

(ウ) 品質に関する基本的な考え方

「施設の定期点検及び日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していきます。」

(エ) コストに関する基本的な考え方

「老朽化が進んだ施設は、施設維持コストが増加すると想定されます。年次計画に基づいて改善整備を実施することにより、トータルコストを縮減します。また、光熱水費については、運用や設備における省エネ策を検討します。また、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や委託の包括化などを検討して、コストダウンを図ります。」

イ 本計画との整合性

このことから、本項目における公共施設等の管理は、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画と整合している。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

国においては、令和7年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、人口減少・労働力不足、自然災害・インフラ持続性、サイバー脅威の増大といった情勢変化を捉え、制度・業務・システムを「三位一体」で刷新することが明示されている。

当町としても、国の方針を踏まえつつ、住民一人ひとりに「便利・安心・包摂（インクルーシブ）」を届けるデジタル社会の構築を目指し、行政サービスの質的向上と業務プロセスの効率化を同時に推進する。

こうした取組を通じて、地域住民の利便性向上を実現し、行政内部における重複排除・手続短縮・コスト低減を図るとともに、地域潜在力の掘り起こしと持続的なまちづくりを支えるデジタル基盤を構築していく。

ア 電気通信施設等情報化のための施設

災害時に自治体が発信する防災情報は、住民や滞在者の生命・財産を守るために不可欠であり、迅速かつ正確に伝達されなければならない。当町では、FM放送中継局の整備による難聴地域の解消や、IP通信網を活用した防災行政情報伝達システムの導入により、情報伝達手段の強化を図ってきた。

しかし、機械音声の聞き取りにくさ、スマートフォンアプリの普及不足といった課題が依然として残っている。今後は、防災DXの取り組みとして、Jアラートや気象警報などとの連携による情報伝達や音声品質の改善、アプリやSNSを含む住民向け情報手段の周知・利用促進を進め、より確実な情報伝達体制を構築していく必要がある。

イ 情報化

行政サービスのデジタル化は進展しているものの、業務の効率化とサービスの質を一層高めるためには、国の方針に沿った自治体DXを進め、IoTやAIなどのデジタル技術を適切に活用することが重要である。基幹業務システムの標準化・ガバナメントクラウド移行、データの利活用、住民向けデジタルサービスの改善を進めることで、持続可能で利便性の高い行政運営を実現していく。

(2) その対策

ア 電気通信施設等情報化のための施設

防災行政情報伝達システムおよびFM放送中継局について、適正な管理運営を継続するとともに、防災DXの観点から情報伝達の質をさらに高める。防災行政情報伝達システムでは、サービス提供者と連携し、聞き取りやすい音声提供に向けた改善を進める。

また、スマートフォンアプリやSNS等による確実な情報伝達を行うとともに、消防団や行政連絡員との連携による多重的な防災情報伝達体制の強化に取り組む。

イ 情報化

行政サービスを含む多くの業務でデジタル化が進むなか、さらなる効率化と迅速な業務遂行、経費の最適化を図るため自治体DXを進める。また、ガバメントクラウド移行後の標準化システムが稼働したあとも、五所川原圏域の各市町でガバメントクラウドの共同利用や共同利用可能なシステム導入の可能性を探り、圏域内でのコスト削減と業務の効率化を図る。

住民サービスの利便性向上の観点から、国の方針に沿って行政手続のオンライン化を着実に進めるとともに、行政からの多重的な情報発信を進め、誰もが利用しやすいデジタル行政サービスの実現を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 電気通信施設等情報 化のための施設	_____		
通信用鉄塔施設	_____		
	F M放送中継局管理事業	町	ソフト事業
防災行政用無線施設	_____		
	防災行政情報伝達システム管理事業	町	ソフト含む
(3) その他	_____		
	事務改革推進事業	町	ソフト事業
	業務効率化推進事業	町	ソフト事業

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本項目においては、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に該当する施設はない。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国道

国道101号は日本海側を走る大動脈で、物流や、地域住民の主要交通を担う唯一の基幹道路であるが、災害時には交通の遮断が懸念され、また、改良の必要な狭隘区間が随所に見受けられる現況にある。国道の迂回路となる「西津軽能代沿岸道路」の整備促進が必要である。

イ 県道

当町の県道は、主要地方道の岩崎西目屋弘前線、一般県道の岩崎深浦線、種里町柳田線、十二湖公園線、舳作（T）線、沢辺（T）線、松神（T）線の7路線があり、そのうち種里町柳田線は、山間部から鯨ヶ沢町種里地区までは未整備区間となっている。岩崎西目屋弘前線も近年「白神ライン」として整備が図られているが、多くは砂利道である。他方で観光ルートとしても重要路線であることから、大規模整備を図るべく、関係機関への積極的な要請が必要である。

ウ 町道

地域住民の生活基盤路線として373路線、総延長181kmが町道として認定されており、補助事業等により計画的に整備を進めてきているが、経年劣化による維持補修事業も含めて整備が必要である。また、町内の橋梁についても昭和時代の同時期に架設されたものが多く、今後、補修等を含めた整備が必要である。

エ 農道

農道は96路線で総延長90kmとなっており、耕地面積1ha当たりの延長は全国、県平均を上回っているが、農耕地が点在しているため整備が遅れている状況であり、計画的且つ合理的な農道の整備が必要である。また、既存農道の長寿命化に向けた改修や維持管理が必要である。

オ 林道

民有林林道は、現在35路線で総延長71kmとなっており、林野1ha当たりの延長は全国、県平均を上回っているが、林地の点在により林産物の搬出、間伐及び保育等の林業経営に支障をきたし、林道整備については、計画的に行うことが必要である。

既設の林道については、わだち対策等の維持管理に努めていく必要がある。

また、継続事業の森林管理道黒崎大間越線については、集材・造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する森林作業道として整備中であり、令和11年度で事業完了の見込みである。

カ その他

少子高齢化や若者の流出による人口減少に歯止めがかからない状況の中、通学需要の変化や高齢化により公共交通に求められる役割が大きくなるなど、公共交通を取り巻く環境などが変化し続けている。

当町の公共交通機関は、JR五能線や路線バスのほか、自家用有償旅客運送者登録によるコミュニティバス及び小中学校へのスクールバスを運行しているものの、自家用車の普及等がもたらす公共交通利用者の減少、さらに時間帯や地域によっては移動サービス間の競合化が発生している状況もみられる。

また、高齢者のみ世帯や運転免許証返納者の増加に伴い移動手段の確保が急務であり、効率的かつ効果的な公共交通ネットワークの構築が必要である。

(2) その対策

ア 国道

県都青森市をはじめ、県内主要都市への時間距離を短縮し、都市との交流を容易にするためにも、主要都市圏からの1時間交通となるための新たな道路整備や、狭隘で急カーブが多い国道101号の整備を関係機関に対し要請する。

- ① 地域高規格道路「西津軽能代沿岸道路」の計画路線への格上げ
- ② 追良瀬バイパス二期工事の早期完成
- ③ 岩崎バイパスの早期着工
- ④ 柳田バイパスの事業化の要請
- ⑤ 管内急カーブ箇所改良整備の要請

イ 県道

一般県道種里町柳田線のカーブ改良と交通不能区間の解消、また、主要地方道岩崎西目屋弘前線の改良事業を関係市町村と連携を図り、関係機関に対し積極的に要請する。

ウ 町道

町道の整備については、改良事業のほか、経年劣化したアスファルト舗装を早急に修繕する。橋梁やトンネルでは、長寿命化計画に基づいた橋梁の維持管理を強化する。

エ 農道

各集落における農道整備については、県営事業等による整備のほか、近年の豪雨や地震等による被害を未然に防止するための維持管理に努める。

オ 林道

現在、人工林は7齢級以上の森林が83%を占めており、今後これらの森林について良質材の生産に向けて、間伐・枝打ち施業及び皆伐・再造林を実施するための基盤整備が重要な課題となっている。間伐及び保育等の各種施業間の調整を図りながら、民有林林道開設事業等により積極的に整備を推進する。

また、県営林道事業の促進を図るとともに、既設林道については、施業内容等を考慮したうえで優先順位を付けながら、わだち対策等の維持管理に努める。

カ その他

快適で安全な交通環境を確保するため、住民のニーズにあった公共交通の維持・確保と利便性の向上に努めるものとする。

- ① コミュニティバスの運行・域内の移動サービスの統合
- ② 路線バスとコミュニティバスの運行間隔の平準化
- ③ 鉄道・路線バスの維持に向けた支援・検討体制の構築
- ④ 既存の公共交通を活用した移動サービスの支援
- ⑤ 交通不便地域における新たな移動サービスの導入
- ⑥ 自助・共助に向けた地域の取組支援

キ 施設水準の目標

上記に記載した施設等の整備目標については、公共施設総合管理計画等と整合を図り、長寿命化等を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1)市町村道 道路	_____		

	町道道路改良工事	町	
	町道側溝等改修工事	町	
	町道舗装補修工事	町	
	町道災害防除工事	町	
橋りょう	_____		
	町道橋梁補修工事	町	
(2)農道	_____		
	農道橋梁長寿命化対策費 農道橋梁補修、定期点検	町	
(3)林道	_____		
	県営森林管理道開設工事（県代行） 黒崎大間越線、石動線	県	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(5) 鉄道施設等 鉄道施設	町営林道改良工事 _____ _____	町	
(6) 自動車等 自動車	第2北金ヶ沢踏切改良負担金 _____ _____	民間	
(9) 過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	コミュニティバス購入事業 _____ _____	町	
	コミュニティバス運行事業 【事業内容】 定時路線のない地域においてコミュニティバスを運行する。 【必要性】 通院、買い物等の移動手段の確保と日常生活の利便性向上のため 【事業効果】 集落機能の維持、地域内経済の活性化	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等総合管理計画における基本的な方針（道路、橋りょう）

(ア) 道路

「住民の多様な要望に応えつつ、限られた財源の中で、道路の整備及び適切な維持管理に努めます。安全性や緊急性等を十分に検討し、計画的に整備していくことが課題となっています。」

(イ) 橋りょう

「定期的な維持補修を実施することで橋りょうの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減に努める必要があります。建設から約50年が経過している橋りょうについては、今後架け替えについても検討していく必要があります。」

イ 本計画との整合性

このことから、本項目における公共施設等の管理は、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画と整合している。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

深浦町水道事業として町民へ飲料水を供給しており、令和7年度現在の普及率は、深浦町全体で99.5%となっている。

しかし、各浄水場施設等の老朽化が著しいことから、地域住民への安定供給のため計画的な施設の更新を図る必要がある。今後は更に人口減少に伴う料金収入減が見込まれることから、施設の統廃合、長寿命化、ダウンサイジング等を進める必要がある。

深浦町の水道水は、水源を豊かな森林（白神山系）に支えられていることから、今後とも水源涵養林を大切に保全するとともに各関係機関と連携を図りながら環境保護を進めていく必要がある。

(ア) 深浦地区水道

地域住民に安全で安定した水道水を供給している。

(イ) 麩木・追良瀬地区水道

地域住民に安全で安定した水道水を供給している。

(ウ) 風合瀬地区・晴山地区水道

令和3年度から実施している、第二北金ヶ沢浄水場から風合瀬地区及び晴山地区へ給水を行うための事業が令和8年度に完了する。

これにより、風合瀬浄水場及び晴山浄水場が廃止され第二北金ヶ沢浄水場に統合されることとなる。

(エ) 北金ヶ沢地区水道

漁業集落環境整備事業と一体となって取水、浄水、送水、配水等の施設整備を実施する必要がある。

(オ) 岩坂地区水道

施設の老朽化が進んでいることから施設の更新を図る必要がある。

(カ) 岩崎地区水道

水源を「笹内川」河川敷地内の伏流水に求め、浅井戸（3箇所）より取水している。現在は、地域住民に安全で安定した水道水を供給している。

(キ) 岩崎南地区水道

水道施設の合理化と安全性及び安定性の向上を図るため、黒崎地区簡易水道と大間越地区簡易水道を統合して現在に至っており、地域住民に安全で安定した水道水を供給している。

(ク) 沢辺地区水道

湧水 2 井を水源として水道水を地域住民に供給しているが、配水管については、今後、老朽化に対応する必要がある。

(ケ) 松原地区小規模水道

地域住民に安全で安定した水道水を供給している。

イ 汚水処理施設

当町のように南北に長い地域では、経済性や地域性を考慮のうえ、公共下水道施設及び漁業集落排水施設で処理する集合処理方式と、合併処理浄化槽による個別処理方式の併用による汚水処理により、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を図っている。

(ア) 特定環境保全公共下水道（岩崎地区）

接続率は令和 6 年度末現在で 61.3%と低い状況であり、少子高齢化により今後の接続率向上は厳しい状況ではあるが、今後より一層の効率的な施設の維持管理・運営に努める必要がある。また、当該施設は供用開始後 25 年以上を経過し、ほぼすべての機器及び設備で耐用年数を超えている状況である。

ストックマネジメント計画に基づき、令和 5 年度から長寿命化対策として計画的に施設内の機器及びマンホールポンプ設備の改修を実施しており、今後も継続的に改修工事を実施していく。

(イ) 漁業集落排水施設（大間越・黒崎・沢辺・田野沢・北金ヶ沢）

漁業集落全体の接続率は令和 6 年度末現在で 37.8%と低い状況である。大間越地区及び黒崎地区の接続率は 80.0%を超えているが、田野沢地区 49.5%、北金ヶ沢地区では 9.6%と大変低い状況である。

公共下水道の岩崎地区同様、少子高齢化により接続率の向上は大変厳しい状況ではあるが、広報での周知や説明会を開催するなど、より一層の加入促進を図る必要がある。

また、大間越地区及び黒崎地区は供用開始後 25 年以上経過していることから、令和 6 年度から令和 7 年度の 2 カ年において、黒崎地区排水処理場施設の機器及びマンホールポンプ設備の更新を実施し長寿命化対策を実施してきた。

大間越地区についても令和 9 年度以降に機能保全計画に基づき、長寿命化対策を実施し、沢辺地区、田野沢地区及び北金ヶ沢地区についても、機能保全計画で策定した施設の状態を鑑み、長寿命化事業を実施していく。

(ウ) その他の地区

合併処理浄化槽の普及率は令和 6 年度末現在で 37.7%となっている。合併処理浄化槽設置整備事業により生活雑排水対策を推進し、今後も健全な水循環・水環境の確保に努めていく。

ウ 廃棄物処理施設

- (ア) 循環型社会形成に向け、リサイクル関連施設「エコクリーンアファイ」の能力を最大限に発揮するため、ごみの減量、分別に重点を置きリサイクル率の向上に努めている。
- (イ) 旧東野ごみ処理施設について、国補助等の制度がなく、財政的な観点からは解体実施が困難であるが、ダイオキシン対策としての解体が責務となっている。
- (ウ) 一般廃棄物最終処分場の施設は、4箇所（扇田、杉山沢、北金ヶ沢、赤坂）あり、全施設の廃止確認が終了している。杉山沢焼却炉、北金ヶ沢焼却炉、旧岩崎村焼却施設の解体についても、国補助等の制度がなく、財政的な観点からは実施が困難であるが、ダイオキシン対策としての解体が責務となっている。
- (エ) 西海岸衛生処理組合西海岸一般廃棄物最終処分場は、平成26年度から供用開始され、周辺における環境の安全性の確保と水質保全対策に万全を期し、西海岸地域の環境衛生の向上に努めている。

エ 急傾斜地崩壊対策事業

当町は、海岸沿いの海岸段丘地域であり、自然災害の発生が懸念される。地域住民の安全安心を確保するためにも計画的に急傾斜地崩壊対策事業を推進していく必要がある。

オ 斎場

ふかうら斎苑は、指定管理制度で民間業者に委託している。供用開始後14年が経過しており、経年劣化による主燃炉の修繕及び操作盤等の各機器類の修理・更新が必要である。

また、建物の老朽化に対応するため、長寿命化及び照明器具等のLED化を図る必要がある。

カ 消防施設

消防分団屯所や消防自動車の老朽化が進行するとともに、消火活動に必要となる資機材の更新が停滞している。地域住民の生命及び財産を守るためには、消防施設の適正な整備が必要である。

キ その他

(ア) 消防団

人口減少に伴い消防団員の減少・高齢化が進行している。新たな入団者も減少し、地域防災の使命を担う人材が不足している現状にあるため、消防団の統合や緊急時の連携体制を構築する必要がある。

(イ) 自主防災組織

地域の「まとまった力」は自然にできあがるものではなく、地域の人々の意思と意気込み、協力によって形成されるものであるが、自主防災組織としての実動訓練等が十分でないため、災害が発生した場合に必要な対策活動が実施できないことが予想される。

(2) その対策

ア 水道施設

(ア) 現在のところ、法定耐用年数を経過した管路はないが、今後の老朽化に備え計画的な更新を検討する。そのため、日常から管路の状況把握に努め、有収率の向上を図り、収益安定に努める。

(イ) 集中監視システムの導入により、水道施設管理及び迅速なトラブル解消に取り組んでいる。将来の職員数の減を考慮し、全施設を対象とする集中管理体制の構築に必要な投資財源を確保するため、経常費用の圧縮等に努める。

(ウ) 長期的視点に立って、水資源の確保を図るとともに、施設の統廃合やダウンサイジング等を積極的に進める。また、将来的な給水人口の減少や施設の老朽化対策による厳しい経営状況が想定されるため、計画的かつ効率的な更新や長寿命化、コストの平準化を図る。併せて、水道料金の滞納整理による収入確保に努め経営の健全化を図る。

(北金ヶ沢地区水道)

漁業集落環境整備事業と一体となって取水、浄水、送水、配水等の施設整備を実施する。

(岩坂地区水道)

施設の老朽化が進んでいることから施設の更新を図る

イ 汚水処理施設

公衆衛生の向上及び公共用水域の保全を図るため、下水道の整備を推進してきた。また、供用後20年以上を経過している施設も複数存在することから、ストックマネジメント及び機能保全計画に基づき長寿命化事業を実施する。

(ア) 事業種目

- ① 特定環境保全公共下水道事業
- ② 漁業集落環境整備事業
- ③ 合併処理浄化槽設置整備事業

(イ) 特定地域

- ① 特定環境保全公共下水道事業 岩崎
- ② 漁業集落環境整備事業 大間越・黒崎・沢辺・田野沢、北金ヶ沢・関
- ③ 合併処理浄化槽設置整備事業 舩作・横磯・深浦・広戸・東野・追良瀬・
轟木・風合瀬・晴山・柳田・岩坂・松原・
長慶平・松神・森山・久田・正道尻

ウ 廃棄物処理施設

(ア) ごみ処理施設及びし尿施設処理（西海岸衛生処理組合）

- ① 西海岸衛生処理組合（鱒ヶ沢町、深浦町）が管理・運営する「エコクリーンアファイ」は、焼却施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクル関連施設として、リサイクル社会に対応した分別収集を実施している。今後は雑紙（その他の紙）の資源回収強化、生ごみの水切りの徹底など生ごみ減量、小型家電の分別収集などによりリサイクル率向上を図っていく。
- ② つがる西北五広域連合が新たな一般廃棄物焼却処理施設について、五所川原圏域全体で共同利用する可能性について協議を重ね、圏域の人口減を踏まえた廃棄物処理体制の構築を図る。
なお、エコクリーンアファイの焼却施設は、令和5年度から令和6年度に大規模改修を実施済みであり、共同利用までの間、利用する。
- ③ し尿処理施設についても、今後のし尿処理方針や老朽化等を踏まえ、必要に応じて、施設の更新や共同利用を検討する。

(イ) 塵芥収集車等の更新

廃棄物収集車及び資源ごみ収集車は、業務の支障がないよう車両を更新する。

(ウ) 旧ごみ焼却施設の解体及び跡地の整備・利用

旧東野ごみ処理施設を法律に基づいて適正に解体処理し、跡地の有効利用について検討する。

(エ) 一般廃棄物最終処分場3箇所（杉山沢焼却炉・北金ヶ沢焼却炉・旧岩崎村焼却施設）の解体について検討する。

(オ) 西海岸衛生処理組合西海岸一般廃棄物最終処分場

エコクリーンアファイから排出される焼却残渣と破砕・選別処理された不燃物・不適物等を円滑に埋立処分する。

エ 急傾斜地崩壊対策事業

地域住民の生命、財産を保護し、安全性を確保するため各防災関係機関と連携を図り、地域の自然、歴史文化等に配慮しながら総合的かつ計画的に急傾斜地崩壊対策事業の推進に努める。

オ 斎場

地域住民の利便性の向上及び生活環境の整備を推進するため、斎場の適正な管理に努めるとともに、年次計画に基づき主燃炉の修繕及び操作盤等の各機器類の修理・更新を実施する。

また、建物の老朽化を調査し、長寿命化及び照明器具等のLED化のため改修工事を実施する。

カ 消防施設

地域住民の生命及び財産を守るため、消防の拠点施設である深浦消防署、岩崎分署及び各消防屯所における建物・消防自動車及び消防資機材を計画的に更新するとともに、防火水槽や消火栓の適正管理と増設等を図り、消防水利の強化に努める。

キ その他

(ア) 消防団

被害想定に基づいた避難訓練、初期消火訓練など、実践的な対応を経験するため、深浦町消防団と深浦消防署・岩崎分署との連携強化を図り、地域防災の使命を担う人材の確保に努める。また、若年層の防災意識の高揚を図り、地域住民の生命及び財産を守る人材育成に努める。

(イ) 自主防災組織

自然災害は完全に避けることは難しくても、災害による被害を最小限におさえられることはできる。そのためにも、日頃から心構えと準備をしておくことが大切である。

各地区の住民による自主防災組織と深浦消防署・岩崎分署が連携して実動訓練を実施するなど、防災教育及び防災思想の普及を図る。

(ウ) 公共施設等の解体撤去の推進

町が所有する遊休施設等を解体撤去し、老朽化対策や防災・防犯対策等の取組みを推進するとともに、自然との共生と秩序ある町並みの形成に努める。

ク 施設水準の目標

上記に記載した施設等の整備目標については、公共施設総合管理計画等と整合を図り、長寿命化、集約化又は統廃合等を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 水道施設 上水道	<hr/> <hr/>		
	深浦町(風合瀬)地区漁村整備事業	町	
	深浦町(北金ヶ沢)地区漁村整備事業	町	
(2) 下水道処理施設 公共下水道	<hr/> <hr/>		
農村集落排水施設	特定環境保全公共下水道機能保全事業 (岩崎地区機能保全) ストックマネジメント計画策定 公共下水道施設改修工事及び設計業務	町	
その他	<hr/>		
	大間越地区漁業集落環境整備事業 (漁村整備事業) 漁業集落排水施設改修工事及び設計業務 (機能保全(長寿命化)工事の実施)	町	
	<hr/>		
(3) 廃棄物処理施設 その他	<hr/> <hr/>		
	合併処理浄化槽整備事業 5人槽 35基 7人槽 65基 (5か年)	町	
	<hr/>		
(4) 火葬場	<hr/>		
	塵芥収集車更新 パッカー車 1台	町	
	<hr/>		
(5) 消防施設	<hr/>		
	消防団消防屯所新築事業	町	
	消防団消防車両更新事業	町	
	消防水利等整備事業	町	
	高規格救急自動車整備事業負担金	組合	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(7) 過疎地域持続的発展 特別事業 その他	<hr/> <hr/> <p>公共施設等解体撤去事業</p> <p>【事業内容】 町所有の遊休施設等を計画的に解体撤去する。</p> <p>【必要性】 遊休施設の老朽化進行による周辺への危害発生防止、景観維持のため</p> <p>【事業効果】 解体後の未利用地の有効利用、財政の将来負担の軽減・平準化、自然との共生と秩序ある町並みの形成</p> <p>斎場運営事業</p> <p>【事業内容】 民間事業者に対して斎場を指定管理委託する。</p> <p>【必要性】 接客サービスの向上、管理運営費の軽減のため</p> <p>【事業効果】 生活環境の向上、福祉の増進、地域雇用の拡大</p> <hr/>	町	
(8) その他	<hr/> <p>急傾斜地崩壊対策事業負担金 (県単) 轟木、風合瀬</p> <p>緊急浚渫推進事業 釜屋沢川、栃沢川、清滝川、脇ノ沢川、大峰川</p> <p>民間住宅等耐震化の促進事業</p> <p>空き家等適正管理に係る助成金 (特定空家等)</p> <p>自主防災組織育成事業</p> <p>防災訓練事業</p> <p>消防団育成事業</p> <p>交通安全推進</p> <p>防犯活動支援</p> <p>交通安全指導車両購入補助</p> <p>町内美化推進</p> <p>リサイクル推進事業</p> <p>リサイクル率向上事業</p> <p>特殊詐欺被害防止パンフレット等配布</p>	県 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業 ソフト事業

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等総合管理計画における基本的な方針（行政系施設）

(ア) 本計画における対象施設

消防施設

(イ) 数量に関する基本的な考え方

「将来の人口の予測を踏まえ、また、財政状況や地域実情を考慮した上で、数量の適正化を図ります。数量の適正化においては、増改築、用途の変更、統廃合など柔軟に対応できるようにします。」

(ウ) 品質に関する基本的な考え方

「施設の定期点検及び日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していきます。」

消防屯所については、長寿命化を基本としつつ、団員数の推移を勘案し、集約化を検討します。」

(エ) コストに関する基本的な考え方

「老朽化が進んだ施設は、施設維持コストが増加すると想定されます。年次計画に基づいて改善整備を実施することにより、トータルコストを縮減します。また、光熱水費については、運用や設備における省エネ策を検討します。」

イ 公共施設等総合管理計画における基本的な方針（その他施設）

(ア) 本計画における対象施設

斎場、旧ごみ処理施設

(イ) 数量に関する基本的な考え方

「施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。他の用途での利用状況等を確認した上で、用途変更や見直しを検討します。また、老朽化している施設については、解体撤去を検討していきます。」

(ウ) 品質に関する基本的な考え方

「施設の定期点検及び日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していきます。」

(エ) コストに関する基本的な考え方

「老朽化が進んだ施設は、施設維持コストの増加が想定されます。年次計画に基づいて整備を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。」

ウ 公共施設等総合管理計画における基本的な方針（インフラ系公共施設）

（ア）上水道施設

「本町の上水道は、10 地区の上水道事業により、住民へ飲料水を供給しています。今後、施設が老朽化していくことに備えて、早期の老朽管布設替等を進めるとともに、集中監視システムの導入等による適切な施設管理に取り組みます。」

（イ）下水道施設

「本町の下水道は、南北に細長い地域性や経済性を考慮し、公共下水道施設及び漁業集落排水施設で処理する集合処理方式と、合併処理浄化槽の個別処理方式を併用し、適切な処理に努めています。」

エ 本計画との整合性

このことから、本項目における公共施設等の管理は、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画と整合している。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上と増進

(1) 現況と問題点

ア 児童の福祉

過疎化と少子化の進行により年々児童数が減少しており、年間出生者数は平成16年から減少傾向が続き、令和6年には11人となっている。管内の認定こども園及び保育所入所者数は、定員100人（1号認定含まない）に対し87人（令和7年4月1日現在）であり、待機児童は無いものの人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する社会のなか、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、また子育て中の母親の就業率も高まって保育ニーズの多様化も進んでいる。

イ 高齢者等の保健及び福祉

急速な少子高齢化により、年々高齢化率が上昇しており、令和7年2月1日現在における深浦町の高齢化率は、52.92%となっている。県内では今別町に次いで第2位となっており、2人に1人が65歳以上の高齢者という現状から、高齢化への対応が喫緊の課題である。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「深浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づいて、要介護に陥らないよう地域全体で高齢者を支える体制を進めるとともに、生活支援や介護予防を充実させ、元気な高齢者への生きがいをづくりを推進し、地域の生産活動や世代間交流、ボランティア活動など高齢者が社会を支える一員として、積極的に社会活動に参加し、役割を果たすことができる地域社会の形成が重要となっている。「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう各種施策を展開している。

ウ 障がい者の福祉

深浦町における障害者手帳所持者は、身体障がい378人、知的障がい112人、精神障がい72人（いずれも令和7年3月31日現在）となっている。平成24年度に障害者総合支援法が施行され、障がいのある人も地域で安心して暮らせるよう、ノーマライゼーションの理念の下、自立と社会参加のまちづくり推進が必要である。

エ 健康づくり意識の高揚

当町の平均寿命は、令和2年市区町村別生命表で、男性79.0年、女性86.4年となっており、平成27年の同表との比較では、男が0.9年、女が0.6年延伸している。県内での順位は、男性が26位（平成27年は35位）、女性は13位（同26位）となっている。全国での順位は、男性がワースト21位（平成27年は8位）、女性がワースト53位（同48位）となっている。

死因は、依然として、がん、心疾患、脳血管疾患が上位を占めており、がんで死亡した人（平成26年～令和4年）の約13.7%が65歳未満の働き盛りの年代である。

メタボリックシンドロームは動脈硬化を促進し、脳梗塞や心筋梗塞などの命にかかわる病気発症のリスクを高めるため、継続的な運動を勧めているが習慣化には至っていない。

現在、「健康のまちづくり宣言」に沿って生活習慣病予防と健診受診率の向上等を目的とした健康づくり施策を行っているが、それを効果的に実施するためには、町民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高めることが重要である。

(2) その対策

ア 児童の福祉

安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるため、既存施設を活用し地域の子育て相談に対応する多機能化により、多様化・高度化するニーズに対応した教育・保育サービスを供給できる体制の確保に努める。

子育て世帯の定住促進及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、出産祝金を支給し、また、病後児保育施設の広域利用を促進し、五所川原圏域内で安心して子育てができる環境づくりを推進するなど、「深浦町子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策を着実に進行し、町民が安心して子どもを産み育て、未来の深浦町を創る子供たちがすくすくと育つための取組みを進める。

イ 高齢者等の保健及び福祉

高齢者の生きがいや社会参加を促進するとともに、可能な限り、住み慣れた家庭や地域の中で、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、在宅福祉サービスの充実を図る。在宅での生活が困難な場合には、適切な施設が利用できるよう、地域密着型サービス等の施設整備を促進していく。また、ともに支え合う地域づくりのために、福祉の担い手の育成や見守り活動の推進、民間活力による福祉サービスの確保を進め、地域福祉の推進に向けた環境づくりに取り組む。

このほか、栄養改善が必要な高齢者に対し、定期的に訪問して食事を提供するとともに安否確認を行う。

ウ 障がい者の福祉

障がいのある人が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付等）の提供体制の充実を図り、地域生活支援事業を効果的に実施する。身体障害者補装具費、自立支援医療費（更生医療）、重度心身障害者医療費の支給により、障がいを持つ人の負担軽減を図る。

エ 健康づくり意識の高揚

「健康のまちづくり宣言」に沿って働き盛り世代の早世の減少を目指し、生活習慣病予防や心の健康づくり事業を推進する。死亡率が高い要因となっている疾病発

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	生活習慣病予防事業	町	ソフト事業
	各種健(検)診	町	ソフト事業
	母子保健事業	町	ソフト事業
	心の健康づくり	町	ソフト事業
	感染症予防	町	ソフト事業
	がん患者補整具購入費助成	町	ソフト事業
	要保護児童対策地域協議会	町	ソフト事業
	妊婦のための支援給付	町	ソフト事業
	権利擁護センター運営事業	町 民間	ソフト事業
	成年後見制度利用支援事業	町	ソフト事業
	生活支援体制整備事業	町 民間	ソフト事業
	総合相談窓口運営委託事業	町 民間	ソフト事業
	地域介護予防活動支援事業	町 民間	ソフト事業

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等総合管理計画における基本的な方針(保健・福祉施設)

(ア) 本計画における対象施設

フィットネスプラザゆとり、高齢者生活福祉センター

(イ) 数量に関する基本的な考え方

「将来の人口の予測を踏まえ、また、財政状況や地域実情を考慮した上で、数量の適正化を図ります。数量の適正化においては、増改築、用途の変更、統廃合など柔軟に対応できるようにします。」

(ウ) 品質に関する基本的な考え方

「施設の定期点検及び日常的な点検を実施し、老朽箇所等の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していきます。」

(エ) コストに関する基本的な考え方

「老朽化が進んだ施設は、施設維持コストが増加すると想定されます。年次計画に基づいて改善整備を実施することにより、トータルコストを縮減します。また、光熱水費については、運用や設備における省エネ策を検討します。施設の特性に応じて指定管理者制度を活用し、施設管理経費のコストダウンを図っています。」

イ 本計画との整合性

このことから、本項目における公共施設等の管理は、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画と整合している。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療施設

当町は人口減少が急激に進行しており、また、南北6.4Kmに及ぶ国道101号の沿線に小規模集落が点在する地理的に不利な条件下で医療提供を行う必要があることから、町全域が医療の不採算地区となっている。このことから、民間による医療提供は困難であり、現在の医療施設は、町の中心部に町営の診療所が1施設、民間の歯科診療所が2施設となっている。

町営の診療所は、一次医療、プライマリ・ケア（総合診療）を担っている。そのため、入院が必要な場合や専門医による診療を受ける必要がある場合は、町外の医療機関を受診しなければならない。隣町の鯉ヶ沢病院まで行く場合であっても、町の中心部から車で約1時間を要し、さらに遠方の五所川原市や弘前市まで通院している住民も多い。一方で、公共交通機関である鉄道やバスの運行数が少なくアクセスも悪いため、通院に係る時間や交通費等の負担も非常に大きい。

二次救急医療体制については、町南部の地区は県境を越えて能代市へ、その他の地区は鯉ヶ沢病院まで搬送しなければならないため、町の中心部からでは、搬送時間が約1時間を要する。更に、二次救急で対応できない急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、重症で複数の診療科にまたがる患者は、高度の診療機能を有する救急医療機関のある五所川原市、弘前市、青森市などへ再搬送となり、搬送に長時間を要することになる。そのため、初期段階の処置や緊急手術が必要な場合の救急救命措置が重要である。一方、県では、ドクターヘリの運用を進めており、重篤患者の搬送に力を発揮しているものの、気象や夜間の飛行に制限を受けることが課題となっている。

イ 在宅医療

町直営の診療所が在宅療養支援診療所として、町直営の訪問看護ステーションと連携、365日対応の体制を確保、訪問診療、訪問看護サービスを提供し、在宅患者のケアと看取りを行ってきた。しかし、医師、看護師の負担が大きく厳しい勤務環境を強いることから、夜間対応は厳しい状況にある。

また、町中央に位置する訪問看護ステーションから、北部、南部の地区への訪問先まで約1時間を要する。

(2) その対策

ア 医療施設

町立診療所では、CT（コンピュータ断層撮影）などの高機能な医療設備や検査機器を活用し、医療の質の向上と健診等による住民の健康増進を図る。また、赴任する医師の住環境を考慮し医師住宅の整備に加え、非常勤医や臨床研修医、医学実習生の受け入れのための宿舎等の整備を図る。

また、西北五医療圏域の中核病院である「つがる総合病院」、へき地拠点病院の「鱒ヶ沢病院」等の広域連合圏の病院との医療連携を図るため、ITによる情報システムの連携を図る。さらに、能代厚生医療センターとは、入退院を含めて病診連携に努める。救急医療について、町立診療所が外来診療で帰宅可能な軽症患者に対する初期救急に対応し、重症や重篤な患者は、町立診療所に隣接する深浦消防署との連携を深めて、三次救急医療機関へドクターヘリの運行要請を行うことで救命率の向上を図る。

イ 在宅医療

患者ができるだけ住み慣れた地域で生活できるように、町立診療所の複数名の医師による往診・訪問診療体制、及び訪問看護ステーションとの連携を強化し24時間の往診訪問看護が可能な体制を確保しながら地域包括システムを推進し、安全に在宅で療養できる支援体制の構築を図る。

ウ 施設水準の目標

上記に記載した施設等の整備目標については、公共施設総合管理計画等と整合を図り、長寿命化、集約化又は統廃合等を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 診療施設 診療所	_____ _____ 臨床研修医等宿舎整備事業 医療機器整備事業	町 町	
(3) 過疎地域持続的発展 特別事業 自治体病院	_____ _____ つがる西北五広域連合病院事業負担金 【事業内容】 つがる西北五広域連合病院事業の運営経費として、構成市町の負担割合に応じた負担金を支出する。 【必要性】 五所川原圏域内における医療の中核的機能の確保、勤務医の定着促進のため 【事業効果】 医療体制の構築、質の高い医療の提供、健康寿命の増進	広域連合	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(4)その他	訪問看護サービス	町	ソフト事業

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等総合管理計画における基本的な方針（医療施設）

(ア) 本計画における対象施設

診療所

(イ) 数量に関する基本的な考え方

「将来の人口の予測を踏まえ、また、財政状況や地域実情を考慮した上で、数量の適正化を図ります。地域医療については、西北五医療圏域内5自治体病院の機能再編により開院した、つがる西北五広域連合「つがる総合病院」、サテライト病院「鯨ヶ沢病院」との地域医療の連携を進めています。」

(ウ) 品質に関する基本的な考え方

「施設の定期点検及び日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していきます。」

(エ) コストに関する基本的な考え方

「老朽化が進んだ施設は、施設維持コストが増加すると想定されます。年次計画に基づいて改善整備を実施することにより、トータルコストを縮減します。また、光熱水費については、運用や設備における省エネ策を検討します。」

イ 本計画との整合性

このことから、本項目における公共施設等の管理は、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画と整合している。

社会教育施設及び集会施設の状況

施設名	設立年度	面積(㎡)	地区	管 理 主体者	備考
深浦町公民館	S46	981	深浦	町	
大戸瀬分館	H15	728	関	町	支所
歴史民俗資料館	S55	331	深浦	町	
(北前の館)	S62	212	深浦	町	H16廃止
美術館	H18	422	深浦	町	
太宰の宿ふかうら文学館	H16	833	深浦	町	
風待ち館	H17	443	深浦	宗教法人	円覚寺
深浦町町民総合センター	S57	1,552	深浦	町	
フィットネスプラザゆとり	H6	2,091	深浦	町	
農村環境改善センター	H7	998	北金ヶ沢	地区	北金ヶ沢会館
岩崎公民館(社会文化会館)	H9	623	岩崎	町	
ふれあいと創造の館	H1	711	岩崎	町	
舩作福祉センター	S63	298	舩作	地区	
横磯集落センター	S63	295	横磯	地区	
生きがいプラザ	H16	298	深浦	地区	春光館
福祉センター「元城館」	H6	299	深浦	地区	
福祉センター「猿神鼻」	H11	273	深浦	地区	
岡町福祉センター「御仮屋館」	H5	269	深浦	地区	
ふれあいプラザ	H14	296	深浦	地区	恵比須
長慶平福祉センター	H14	262	長慶平	地区	
東野福祉センター	H1	234	東野	地区	
広戸福祉センター	S62	335	広戸	地区	
追良瀬福祉センター	H4	345	追良瀬	地区	
松原集落センター	S57	191	松原	地区	
麩木多目的集落センター	S61	296	麩木	地区	
風合瀬農業環境改善センター	S57	367	風合瀬	地区	
晴山福祉センター	H3	297	晴山	地区	
田野沢福祉センター	H2	295	田野沢	地区	
関福祉センター	H7	322	関	地区	
柳田農業環境改善センター	S56	296	柳田	地区	
岩坂福祉センター	S56	439	岩坂	地区	
沢辺地区コミュニティセンター	H22	253	沢辺	地区	
漁業振興センター	S56	221	岩崎下	地区	
高齢者センター	H1	215	岩崎中	地区	
岩崎上地区コミュニティセンター	H12	204	岩崎上	地区	
正久地区多目的センター	H1	205	正道尻・久田	地区	
森山集会所	S53	120	森山	地区	
松神地区コミュニティセンター	H17	250	松神	地区	
農林産物展示販売施設(やまびこハウス)	S61	209	黒崎	地区	
大間越地区コミュニティセンター	H22	280	大間越	地区	
介護予防世代間交流施設	H24	549	深浦	地区	さくら館

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 義務教育

(ア) 小学校

当町は、市町村合併後20年が経過し、過疎化と少子化は深刻な状況になっている。過去5年間で児童数は約30%減少、合併時点と比較すると約65%減少している。それに伴い、修道小学校、いわさき小学校では複式学級が設置されており、深浦小学校においても複式学級の設置が近い将来見込まれる。

学校施設については、深浦小学校は、令和4年度までに大規模改修工事を終えたものの、修道小学校及びいわさき小学校は老朽化が徐々に進んでおり、児童数の減少に応じた小規模な改修等は今後必要となる見込みである。

また、体育館へのクーラーの設置など、さらなる快適な学習環境の整備が不可欠である。

スクールバスの更新については、車両の老朽状況に応じての更新ではあるが、児童数の減少という視点を持ちながら、利便性を損ねない範囲での路線統合の検討を進める必要がある。

(イ) 中学校

中学校の生徒数は過去5年間で約30%、合併時点と比較すると約70%減少しており、適正規模での学級編制は一層、困難になっている。その状況を緩和させ、少しでも多様な学びの機会を創出するため、令和4年度に深浦中学校と岩崎中学校の統合を行い、新たに深浦中学校を開校した。

引き続き、統合後の深浦中学校と大戸瀬中学校との統合について協議・検討を進めている

施設については、深浦中学校は耐震診断及び耐震工事を完了しているが、建築後51年を経過し、経年劣化による老朽化が進んでおり、今後、再編などの教育的なニーズに合わせた校舎の新築が求められている。

大戸瀬中学校は建築後42年を経過し、老朽化が進んでおり、継続して使用するには大規模な改修が必要な状況である。

スクールバスの更新については、車両の老朽状況に応じての更新ではあるが、生徒数の減少、学校統合による路線再編などを見越した上での検討が必要である。

小・中学校の状況

学校名		児童・生徒数 (人)			R 2 学級数 (学級)				危険面積 (m ²)		非木造 校舎の 保有率 (%)	備考
		H22	H27	R2	単	複	特	計	校舎	室体		
小学校	深 浦	190	135	105	6	0	3	9	0	0	100	
	修 道	143	90	68	6	0	2	8	0	0	100	
	いわさき	76	69	36	2	2	2	6	0	0	100	
	計	409	294	209	14	2	7	23	0	0		
中学校	深 浦	107	91	57	3	0	1	4	0	0	100	
	大 戸 瀬	90	68	43	3	0	1	4	0	0	100	
	岩 崎	46	41	39	3	0	0	3	0	0	100	
	計	243	200	139	9	0	2	11	0	0		
合計		652	494	348	23	2	9	34	0	0		

イ 社会教育

(ア) 生涯学習の推進

家庭教育において共働き世帯の増加や、若い世代が町外へ流出していることにより、生涯学習の活動機会への参加や関わりが希薄化している。また、生涯学習活動参加者・指導者双方の高齢化が進み、既存のイベントや公民館教室等の実施機会・参加者等も減少しているため、誰もが気軽に参加できる、魅力的なカリキュラムの提供と指導体制の充実が課題となっている。このことから、既存の地域資源・人材・つながり等を学校での学びに反映させ、子どもを含む地域住民の学びにつなげる「コミュニティ・スクール」の導入などにより、多様な学習機会の提供と、社会教育活動に参加・指導する総合的な人材育成のための仕組みを構築していく必要がある。

(イ) 社会教育施設の整備

令和5年4月、県より無償譲渡を受けた旧青森県立木造高等学校深浦校舎を改修し、老朽化が進んでいる深浦町公民館、文学館等の社会教育施設を一カ所に集約し、遊びや文化・スポーツ活動を通じた多世代が交流できる拠点施設として「深浦町生涯学習センター」の整備計画を進めていく。

ウ 社会体育

(ア) 生涯スポーツの推進

軽スポーツフェスティバルや弘前大学教育学部と連携した体験型スポーツ教室で、親子で参加できるスポーツ講座の実施や、旧青森県木造高等学校深浦校舎運動場の無料一般開放など、幅広い年齢層が生涯を通して気軽にスポーツに親しみ、健康でいられるための体力づくりに取り組める環境を整備しているところであるが、参加者が固定化されている傾向にある。また、各体育団体やスポーツ推

進委員との連携強化を図り「総合型スポーツクラブ」の活動を支援していく必要がある。

(イ) 社会体育施設の整備

旧岩崎中学校体育館を岩崎地区体育館とし、社会体育施設は町民体育館と併せて2カ所となった。現在、町民体育館の経年による老朽化は進み続けており、照明器具をLEDに変更したものの床の剥離や窓枠の歪み、地盤の緩みなどが多く見受けられることにより、スポーツ活動に支障をきたす恐れがある。このため町民体育館の大規模改修や学校開放等により、社会体育活動の活性化に向けた環境整備を行う必要がある。今後は深浦町生涯学習センター併設のアリーナ（体育館）を将来的に町民体育館として活用することを視野に入れて整備する必要がある。

エ 集会施設

地域の集会所は、地域づくりや住民主体のまちづくりを推進するための身近な拠点であり、地域住民の交流や福祉向上、コミュニティ維持のための重要な役割を果たしている。

また、自然災害等の大規模災害が発生した場合には、地域住民の避難場所となり防災機能として重要な役割を担っている。

しかし、各地区の集会施設は経年による老朽化が進み、修繕が必要な箇所も年々増加していることから、人口減少や少子高齢化等の進行に伴う利用需要の変化を見極めつつ、大規模な修繕を行い長寿命化を図るほか、場合によっては建替えの必要がある。

オ その他

当町に唯一所在していた高等学校、青森県立木造高等学校深浦校舎が令和4年度末に廃校となった。距離的に最も近い高等学校は、県立鱒ヶ沢高等学校となり、生徒やその保護者にとっては、通学に伴う費用や時間等の負担が増したことから、通学費支援の継続が必要となっている。

(2) その対策

ア 義務教育

児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮し、地域の教育力を活かした施策を推進する。また、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培う上で食育の推進は重要であり、その基礎となる学校給食を引き続き実施し、適切な活動を実践する場の提供に努める。

(ア) 小学校

- ① 各学校が創意工夫を凝らし、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校づくりをすすめるための施策を支援する。
- ② これまでに整備した1人1台端末など、ICT教育環境を積極的に活用し、情報活用能力の育成を図り、情報機器の基本的操作の習得や、プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための活動を支援する。
- ③ スクールバスを計画的に更新し、児童数の減少を考慮し利便性を損なわない範囲で、路線統合も含めた効率的な運行を目指す。
- ④ 学校施設の長寿命化を推進するとともに、教育的なニーズに合致した施設の改修にも積極的に取り組み、快適な学習環境の整備に努める。
- ⑤ 「食」に関する正しい知識を身につける食育の推進と、安全安心な給食の実施により、適切な健康づくりを実践する場を提供し、その基礎を養う。

(イ) 中学校

- ① 教育水準の向上、多様な学びの機会の創出、適正規模の学級編制を目指すことを目的に、深浦中学校と大戸瀬中学校の再編など、あり方について検討・協議を進めている。
- ② スクールバスの計画的な更新を図り、生徒数の減少、学校統合による路線再編などを十分考慮した運行を実施する。
- ③ 情報モラルを含む情報活用能力を育成し、ICT機器や情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動の充実を目指す活動を支援する。
- ④ 教育的なニーズに合致した施設の新築を検討し、快適な学習環境の整備に努める。

(ウ) 特別支援教育支援員

普通学級に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒や、特別支援学級に在籍する児童生徒が協力学級での活動がスムーズにできるように、個々の教育的ニーズに即した支援を行い、学校生活が過度な負荷とならないよう、特別支援教育支援員を配置する。

イ 社会教育

(ア) 生涯学習の推進

深浦町の自然と郷土文化・伝統などの資源と町民講師などの人材を活用しながら、学校と地域が連携した地域ぐるみの人材育成に係るコミュニティー・スクールの実現を目指す。家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育において、町民のニーズに応える生涯学習機会を提案し、SNSやオンラインツールなど時代にあわせた新しいカリキュラムを展開する。

(イ) 社会教育施設の整備

老朽化した公民館等の社会教育施設の改修や機能移転し、旧青森県木造高等学校深浦校舎を利活用した深浦町生涯学習センターとして集約することで利用者の利便性向上と文化・スポーツの活性化を図る。

ウ 社会体育

(ア) 生涯スポーツの推進

各種軽スポーツ講座やレクリエーション事業の開催により、それぞれの世代にあったスポーツ種目を提供する。総合型地域スポーツクラブを活用し、いつでもスポーツができる組織づくりを推進する。

(イ) 社会体育施設の整備

深浦町生涯学習センターアリーナ（体育館）、町民体育館、岩崎地区体育館の3館を主な屋内体育施設としてスポーツ活動の活性化を目指す。

エ 集会施設

地域住民の利便性・汎用性の向上と、維持管理費削減による施設の適正管理を図るため、管理・運営を各自治会に指定管理する。

また、施設の修繕等については、各集会施設の経年数や老朽化の程度、風水害等による破損などを考慮し、併せて地域の要望も確認しながら随時必要な修繕等を行う。老朽化が進んだ施設については経年数などを考慮しながら計画的な改築・改修を推進し施設の長寿命化を図り、地域住民が良好にコミュニティ活動や防災活動を行うことができる活動拠点として整備に努める。

オ その他

高等学校等に就学している生徒の保護者の負担を軽減するために、通学費等の一部助成を継続する。

カ 施設水準の目標

上記に記載した施設等の整備目標については、公共施設総合管理計画等と整合を図り、長寿命化、集約化又は統廃合等を行うものとする。

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育関連施設	_____		
校舎	_____		
	深浦中学校校舎新築事業	町	
屋内運動場	_____		
	深浦中学校体育館新築事業	町	
教職員住宅	_____		
	教員住宅改修事業	町	
スクールバス・ポート	_____		
	スクールバス更新事業 更新5台	町	
給食施設	_____		
	給食調理場改修事業 (深浦小学校、修道小学校)	町	
(3) 集会施設、体育施設等	_____		
集会施設	_____		
	集会施設整備事業	町	
	集会施設改修事業	町	
その他	_____		
	深浦町生涯学習センター整備事業	町	ソフト含む
(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	_____		
義務教育	_____		
	スクールバス運行事業	町	
	【事業内容】 民間事業者に対してスクールバス運行を業務委託する。		
	【必要性】 児童生徒の通学手段の確保と保護者の負担軽減、部活動や校外学習など様々な学習機会の確保、業務委託による経費節減のため		
	【事業効果】 保護者負担の軽減、多様な教育機会の提供による優れた人材の育成		

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他	<p>特別支援教育支援員配置事業</p> <p>【事業内容】 教育上特別な支援を要する児童生徒の学習等をサポートするため、管内小中学校に特別支援教育支援員を配置する。</p> <p>【必要性】 障がい多様化への対応ときめ細かな学習支援、周囲の児童生徒の障がい理解促進のため</p> <p>【事業効果】 障がいのある児童生徒の能力向上と可能性の開花、個に応じた支援による多様な人材の育成</p> <hr/>	町	
	<p>高等学校等通学支援事業</p> <p>【事業内容】 高校生の通学費及びその他就学に必要な経費の一部に対して支援金を交付する。</p> <p>【必要性】 保護者の経済的負担の軽減、就学の機会確保のため</p> <p>【事業効果】 安心して学習できる社会の形成、生徒の健全育成</p>	町	
	<p>集会施設管理運営事業</p> <p>【事業内容】 町有集会施設の管理運営を自治会に指定管理委託する。</p> <p>【必要性】 集会施設の適正な管理運営、地域防災力の向上、地域住民の福祉の増進及び利便性向上のため</p> <p>【事業効果】 住みよい地域社会の形成、地域コミュニティ機能の強化、共助担い手の育成</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等総合管理計画における基本的な方針 (学校教育系施設)

(ア) 本計画における対象施設

小中学校 (給食調理場を含む)

(イ) 数量に関する基本的な考え方

「将来の児童・生徒数の予測を踏まえ、本町の学校教育方針や財政状況、地域の実情等を考慮した上で、増改築、用途変更、統廃合など数量の適正化を検討します。」

(ウ) 品質に関する基本的な考え方

「施設の定期点検及び日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していきます。」

(エ) コストに関する基本的な考え方

「老朽化が進んだ施設は、施設維持コストが増加すると想定されます。年次計画に基づいて改善整備を実施することにより、トータルコストを縮減します。また、光熱水費については、運用や設備における省エネ策を検討します。」

イ 公共施設等総合管理計画における基本的な方針（文化系施設）

(ア) 本計画にける対象施設

集会施設

(イ) 数量に関する基本的な考え方

「将来の人口の予測を踏まえ、また、財政状況や地域実情を考慮した上で、数量の適正化を図ります。数量の適正化においては、増改築、用途の変更、統廃合など柔軟に対応できるようにします。」

(ウ) 品質に関する基本的な考え方

「施設の定期点検及び日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していきます。」

(エ) コストに関する基本的な考え方

「老朽化が進んだ施設は、施設維持コストが増加すると想定されます。年次計画に基づいて改善整備を実施することにより、トータルコストを縮減します。また、光熱水費については、運用や設備における省エネ策を検討します。

文化系施設については、すべての施設で指定管理者制度を活用し、コストダウンを図っています。」

ウ 公共施設等総合管理計画における基本的な方針（社会教育系施設）

(ア) 本計画における対象施設

生涯学習センター

(イ) 数量に関する基本的な考え方

「将来の人口の予測を踏まえ、また、財政状況や地域実情を考慮した上で、数量の適正化を図ります。数量の適正化においては、増改築、用途の変更、統廃合など柔軟に対応できるようにします。」

(ウ) 品質に関する基本的な考え方

「施設の定期点検及び日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していきます。」

(エ) コストに関する基本的な考え方

「老朽化が進んだ施設は、施設維持コストが増加すると想定されます。年次計画に基づいて改善整備を実施することにより、トータルコストを縮減します。また、光熱水費については、運用や設備における省エネ策を検討します。」

エ 本計画との整合性

このことから、本項目における公共施設等の管理は、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画と整合している。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

深浦町の集落の多くは、人口減少と高齢化の進展に伴い生活扶助機能の低下、生活交通手段の不足、空き家の増加等の集落が抱える様々な問題が喫緊の課題となっている。

これらの問題に対応するため、集落の住民が自らの課題として捉え、集落対策を実施するための一助となる集落支援員を設置し、地域コミュニティ活動を通じて、地域課題の解決に向けた取組を実施する。

(2) その対策

- ① 地域おこし協力隊や集落支援員を配置し、集落に対する目配りや住民が集落のあるべき姿について話し合う手助けなどを行い、生活環境の改善や集落の活性化に繋げることを目的とし、その効果を検証する。
- ② 集落住民・地域団体等が主体的に取り組む、集落の維持・活性化に資する事業について総合的に支援する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(3)その他	_____		
	地域おこし協力隊推進事業	町	ソフト事業
	集落支援推進事業費	町	ソフト事業
	集落支援員配置事業	町	ソフト事業

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本項目においては、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に該当する施設はない。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化財・資料の保護

当町は縄文時代から近代に至る遺跡、史跡、その他様々な文化財が数多く残されている。しかしながら、指定後、数十年経過し経年劣化によりその価値が損なわれ、文化財の保護・保存方法が課題となっている。また郷土の歴史や文化財について学習する機会が少ないことから、歴史教育や文化財探訪事業などを企画し、後世にその価値や保存及び整備についても継承していく必要がある。

イ 芸術・文化の振興

(ア) 芸術・文化

江戸時代に北前船の風待ち湊として発展し、中央との文化交流も活発になされ、特に俳諧が発展し、現在も公民館において俳句や川柳のサークルによる活動が活発に行われている。そのほかにも陶芸をはじめとする数多くのサークル活動が行われ、文化祭や芸能発表会で日ごろの活動状況を発表している状況であるが、高齢化により永年特定の町民だけが参加する偏りが目立つため、若い世代が芸術・文化に興味を持ち触れる機会を増やす必要がある。

(イ) 地域の伝統文化

地区によっては人口減少等による後継者不足が顕著になり、一部消滅した郷土芸能もあり、指導者や後継者の育成が課題となっている。

(2) その対策

ア 文化財・資料の保護

文化施設（歴史民俗資料館、美術館、ふかうら文学館、風待ち館等）の活用を図るため、定期的に展示品のリニューアルを行う等、施設整備に努める。

イ 芸術・文化の振興

(ア) 芸術・文化

町民の自主的な活動が活発になるよう、町主催のイベントなど発表の機会を増やす支援を充実させる。

著名作家の芸術作品や文化作品による特別展の開催により、町民の芸術・文化に対する意識向上を図る。

(イ) 地域の伝統文化

- ① 伝統芸能の活動に必要な用具等の購入支援を行う。
- ② 活動状況を映像として保存し、その活用を図る。
- ③ 後継者の確保・育成を図るとともに、発表機会を提供し地域の誇りとしての自覚を醸成する。

ウ 施設水準の目標

上記に記載した施設等の整備目標については、公共施設総合管理計画等と整合を図り、長寿命化、集約化又は統廃合等を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	<hr/> <hr/> 資料館改修事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等総合管理計画における基本的な方針（社会教育系施設）

(ア) 本計画における対象施設
歴史民俗資料館、美術館

(イ) 数量に関する基本的な考え方

「将来の人口の予測を踏まえ、また、財政状況や地域実情を考慮した上で、数量の適正化を図ります。数量の適正化においては、増改築、用途の変更、統廃合など柔軟に対応できるようにします。」

(ウ) 品質に関する基本的な考え方

「施設の定期点検及び日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。また、建築物の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していきます。」

(エ) コストに関する基本的な考え方

「老朽化が進んだ施設は、施設維持コストが増加すると想定されます。年次計画に基づいて改善整備を実施することにより、トータルコストを縮減します。また、光熱水費については、運用や設備における省エネ策を検討します。」

イ 本計画との整合性

このことから、本項目における公共施設等の管理は、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画と整合している。

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

経済・産業の高度化や国際的な物流・事業活動の拡大は、依然として化石燃料への依存をもたらし、温室効果ガス排出の増加に起因する気候変動リスクを高めている。近年は、国際的な科学的知見により、地球温暖化が集中豪雨や大型台風、森林火災、豪雪等の極端気象を増幅させる要因であることが強く指摘されており、気候変動対策は国・地域を問わず喫緊の政策課題となっている。

国は、2050年カーボンニュートラルの実現を掲げ、2024年以降のGX（グリーン・トランスフォーメーション）実行計画に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入と分散型エネルギーシステムの構築を進めている。また、災害時のエネルギーレジリエンスを高める観点から、地域における再エネ電源・蓄電設備の整備を促進することが求められている。

当町は、地域的に風況に恵まれ、風力発電を中心とした再生可能エネルギー資源に優位性を有している。この特性を踏まえ、持続可能な地域づくりの基盤として再生可能エネルギーの導入と地域内活用を一層進め、脱炭素社会の実現に向けた取組を計画的に推進するとともに、青森県が定める「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」の理念を踏まえ、地域資源の持続的活用、自然環境の保全、地元事業者との協調による経済循環の拡大を一体的に進めることで、環境と地域経済が共に発展するまちづくりを推進する。

(2) その対策

- ① 地域再生可能エネルギー賦存量の把握及び温室効果ガス削減に向けた調査研究
- ② 風力・バイオマスなどの地域自然特性を活かした再生可能エネルギー設備の導入推進
- ③ 公共施設や防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1)再生可能エネルギー 利用施設	_____		
	深浦第二風力発電推進事業	民間	ソフト事業
(3)その他	_____		
	再生可能エネルギーの普及啓発事業	町	ソフト事業
	地球温暖化対策推進事業	町	ソフト事業

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本項目においては、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に該当する施設はない。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 若年者の交流促進

結婚・出産・子育て・教育・雇用・福祉といった一連の政策を切れ目なしに実行することにより、過疎化の進行を抑制することにつながる。町内の若者が将来にわたって家庭をもち、安心して生活できる施策を展開するとともに、若者同士が互いに交流・情報交換できるきっかけづくりが必要である

イ 結婚支援

若年者の町外流出に伴い出会いの場が不足するなど、婚姻数の減少要因となる過疎地域特有の課題が生じている。

(2) その対策

ア 若年者の交流促進

町内の各種団体や事業者による若者交流促進を目的とした活動を支援し、若者が気軽に交流情報交換できる機会・環境づくりを進める。

イ 結婚支援

結婚希望の男女に出会いの場を提供するなど、未婚化・晩婚化の抑止に向けた取組を継続的に実施する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
—	若者交流促進事業	町 団体	ソフト事業
	結婚促進事業 (あおもりマッチングシステム登録助成)	町	ソフト事業
	住民アンケート調査事業	町	ソフト事業
	各種行政計画策定事業	町	ソフト事業

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本項目においては、深浦町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に該当する施設はない。

(添付資料)

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	移住・定住	移住・定住者向け生活・就業支援事業 【事業内容】 資格取得者に対する支援金の支給 【必要性】 就業環境・処遇の改善や、就職に有利な資格取得支援による地元定着のため 【事業効果】 人口流出の低減、所得向上と雇用創出による地域活性化	【将来に及ぼす効果】 支援金の支給により、生産年齢層の移住・定住希望者の増加や出生率の向上が図られ、また、所得向上と雇用創出による地域活性化が期待されることから、地域の持続的発展に資する事業である。
2 産業の振興	第1次産業	町有牧場運営事業 【事業内容】 民間事業者に対して町有牧場を指定管理委託する。 【必要性】 肉用牛飼育の一貫経営の確立、深浦牛のブランド化、町内畜産農家の経営強化のため 【事業効果】 畜産経営の安定化、担い手育成	【将来に及ぼす効果】 民間事業者のノウハウや経営機能の活用により、経費削減と質の高い牧場運営が可能となり、畜産経営の安定化や所得向上、担い手育成が図られることから地域の持続的発展に資する事業である。
	商工業・6次 産業化	地域6次産業化推進事業 【事業内容】 農水産物加工場の適正な管理と機能強化、6次化取組事業者に対する支援を実施する。 【必要性】 地域農水産物の付加価値向上、豊富な地域資源の有効活用、担い手不足解消のため 【事業効果】 第1次産業の成長、地域の所得向上と雇用創出、地域風土や食文化の保全、地域ブランド化に伴う観光客の増加や地域活性化	【将来に及ぼす効果】 農山漁村が有する地域資源の有効活用や新たな付加価値の創造により、産業競争力の強化が図られ、更なる販路拡大に繋がるとともに、農水産業の生産から加工・流通までの経営の安定及び所得の向上が図られ、ひいては地域の伝統文化の保全や観光需要の創出につながることから地域の持続的発展に資する事業である。
	その他	創業支援事業 【事業内容】 新たに創業を目指す者に対して、補助金を交付する。 【必要性】 新たな地域産業の創出促進、地域課題解決、開業に係る初期投資の負担軽減のため 【事業効果】 地域産業の振興、地域の賑わい創出 商工業の成長、移住・定住促進	【将来に及ぼす効果】 補助金の審査プロセスを通じて事業の精度、信用力が向上するほか、補助金交付により創業期の経営基盤を強化し、事業の持続性や成長性を効果的に高めること可能となることから、地域の持続的発展に資する事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	公共交通	コミュニティバス運行事業 【事業内容】 定時路線のない地域においてコミュニティバスを運行する。 【必要性】 通院、買い物等の移動手段の確保と日常生活の利便性向上のため 【事業効果】 集落機能の維持、地域内経済の活性化	【将来に及ぼす効果】 コミュニティバスの運行により地域住民の移動手段を確保し、日常生活の利便性向上が向上するほか、集落の維持・活性化や集落間のネットワーク化が図られることから、地域の持続的発展に資する事業である。
5 生活環境の整備	その他	公共施設等解体撤去事業 【事業内容】 町所有の遊休施設等を計画的に解体撤去する。 【必要性】 遊休施設の老朽化進行による周辺への危害発生防止、景観維持のため 【事業効果】 解体後の未利用地の有効利用、財政の将来負担の軽減・平準化、自然との共生と秩序ある町並みの形成	【将来に及ぼす効果】 老朽化した施設の解体撤去により、地域住民の安全確保や環境整備が図られ、また、公共施設等の配置最適化により財政負担の軽減・平準化につながることから、地域の持続的発展に資する事業である。
		斎場運営事業 【事業内容】 民間事業者に対して斎場を指定管理委託する。 【必要性】 接客サービスの向上、管理運営費の軽減のため 【事業効果】 生活環境の向上、福祉の増進、地域雇用の拡大	【将来に及ぼす効果】 斎場の適正管理及び効率的な運営により、住民の生活環境及び福祉の向上が図られるほか、地域における物資調達や雇用の拡大に伴う経済効果と民間委託に伴う経費削減効果が生じることから、地域の持続的発展に資する事業である。
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上と増進	児童福祉	子供を健やかに生み育てる支援事業 【事業内容】 第3子以降の子供（出生時、3歳到達時及び小学校入学時）に対して、支援金を支給する。 【必要性】 少子化への対応、保護者の経済的負担の軽減、子供の健全育成と資質向上のため 【事業効果】 出生率の低下抑制、次代を担う人材の健全育成、子育て世代の定住促進	【将来に及ぼす効果】 支援金の支給により、保護者の経済的負担の軽減が図られるほか、子育て世帯の定住促進や働きながら子育てできる環境整備など各種支援策を複合的に実施することで、出生率向上や将来を担う人材育成が図られることから、地域の持続的発展に資する事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上と増 進	児童福祉	<p>出産祝金支給事業</p> <p>【事業内容】 出生児に対して出産祝金を支給する。</p> <p>【必要性】 少子化への対応、保護者の経済的負担の軽減、子供の健全育成と資質向上のため</p> <p>【事業効果】 出生率の低下抑制、次代を担う人材の健全育成、子育て世代の定住促進</p>	<p>【将来に及ぼす効果】 出産祝金の支給により保護者の経済的負担の軽減が図られるほか、子育て世帯の定住促進や働きながら子育てできる環境整備など各種支援策を複合的に実施することで、出生率向上や将来を担う人材育成が図られることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>入学卒業祝金事業</p> <p>【事業内容】 子供に対して、小学校の入学・卒業時及び中学校の卒業時に祝金を支給する。</p> <p>【必要性】 少子化への対応、保護者の経済的負担の軽減、子供の健全育成と資質向上のため</p> <p>【事業効果】 出生率の低下抑制、次代を担う人材の健全育成、子育て世代の定住促進</p>	<p>【将来に及ぼす効果】 入学卒業祝金の支給により保護者の経済的負担の軽減が図られるほか、子育て世帯の定住促進や働きながら子育てできる環境整備など各種支援策を複合的に実施することで、出生率向上や将来を担う人材育成が図られることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	高齢者・障害者福祉	<p>地域生活自立支援事業（配食サービス）</p> <p>【事業内容】 65歳以上の高齢者に対して、安否確認を兼ねた食事提供を行う。</p> <p>【必要性】 介護予防、高齢者を支える地域づくり及び高齢者の生きがいがづくり推進のため</p> <p>【事業効果】 健康長寿のまちづくり、高齢者の自立促進と地域活動への参加・参画促進、地域活力ある共助社会の形成</p>	<p>【将来に及ぼす効果】 高齢者に対する食事提供と安否確認を通じて、自立した日常生活と地域社会への参画を促すとともに、高齢者を地域社会の重要な一員と位置付ける共助社会の形成を推進し、少子高齢化社会における活力ある地域の実現につながることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>
7 医療の確保	自治体病院	<p>つがる西北五広域連合病院事業負担金</p> <p>【事業内容】 つがる西北五広域連合病院事業の運営経費として、構成市町の負担割合に応じた負担金を支出する。</p> <p>【必要性】 五所川原圏域内における医療の中核的機能の確保、勤務医の定着促進のため</p> <p>【事業効果】 医療体制の構築、質の高い医療の提供、健康寿命の増進</p>	<p>【将来に及ぼす効果】 負担金の支出を通じて、高度医療の実施に必要な体制確保が可能となり、地域住民の命が守られるほか、住み慣れた地域で健康を維持し、万が一の際にも適切な医療を受けられる体制維持につながることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	備考
8 教育の振興	義務教育	<p>スクールバス運行事業</p> <p>【事業内容】 民間事業者に対してスクールバス運行を業務委託する。</p> <p>【必要性】 児童生徒の通学手段の確保と保護者の負担軽減、部活動や校外学習など様々な学習機会の確保、業務委託による経費節減のため</p> <p>【事業効果】 保護者負担の軽減、多様な教育機会の提供による優れた人材の育成</p>	<p>【将来に及ぼす効果】 通学手段と安全の確保、業務委託に伴う経費節減により、将来にわたり平等な教育機会を提供し、地域の次代を担う優れた人材育成が図られることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>特別支援教育支援員配置事業</p> <p>【事業内容】 教育上特別な支援を要する児童生徒の学習等をサポートするため、管内小中学校に特別支援教育支援員を配置する。</p> <p>【必要性】 障がい多様化への対応ときめ細かな学習支援、周囲の児童生徒の障がい理解促進のため</p> <p>【事業効果】 障がいのある児童生徒の能力向上と可能性の開花、個に応じた支援による多様な人材の育成</p>	<p>【将来に及ぼす効果】 特別支援教育支援員を配置し、多様化する障がいに対する教育的対応の充実を図りながら、一人一人の教育ニーズに応じた学校運営を行うことが可能となるほか、個に応じた効果的な学習サポート支援等を通じて多様な地域人材の育成が図られることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	その他	<p>高等学校等通学支援事業</p> <p>【事業内容】 高校生の通学費及びその他就学に必要な経費の一部に対して支援金を交付する。</p> <p>【必要性】 保護者の経済的負担の軽減、就学の機会確保のため</p> <p>【事業効果】 安心して学習できる社会の形成、生徒の健全育成</p>	<p>【将来に及ぼす効果】 通学費等の支援により、保護者の経済的負担の軽減と教育機会の格差是正に努めるとともに、生徒の進学奨励に伴う次代を担う人材の健全な育成が期待されることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>集会施設管理運営事業</p> <p>【事業内容】 町有集会施設の管理運営を自治会に指定管理委託する。</p> <p>【必要性】 集会施設の適正な管理運営、地域防災力の向上、地域住民の福祉の増進及び利便性向上のため</p> <p>【事業効果】 住みよい地域社会の形成、地域コミュニティ機能の強化、共助担い手の育成</p>	<p>【将来に及ぼす効果】 集会施設の指定管理委託により地域住民に対してコミュニティ環境を提供し、地域活動力や共同・連携関係の強化を推進するとともに、共生意識と参画意欲のある人材を養成し、人口減少社会における継続的な地域活動体制の整備推進が図られることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>